# IP 電話サービス契約約款

2025年4月 株式会社エネコム

# 目 次

	I W
<b>約 款</b> 第1章 総	則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1条	- 約款の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2条	約款の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3条	刑 那 あ の 
<b>第</b> 3末	用品の足我・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 IP	電話サービスの種類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4条	IP電話サービスの種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第5条	外国における取扱制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章 IP	電話サービスの提供区域等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第6条	IP電話サービスの提供区域等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
)I3 0 >IC	
第4章 契	約
第1節	第1種IP電話サービスに係る契約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第7条	第1種IP電話サービスの種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第8条	契約の単位
第9条	第1種IP電話契約申込を行うことができる者の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第10条	第1種IP電話契約申込の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第11条	第1種IP電話契約申込の承諾・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第12条	IP電話番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第13条	地
第14条	発信有番号週知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第15条	請求による電話番号の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第16条 第17条	型約事項の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第18条	利用権の譲渡の禁止····································
第19条	第1種P電話契約者が行う第1種IP電話契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第20条	当社が行う第1種IP電話契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第21条	契約者回線が提供できなくなった場合の措置····································
第22条	その他の提供条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2節	(削除)
第23条	(削除)
第24条	(削除)
第25条	(削除)
第26条	(削除)
第27条	(削除)
第28条	(削除)
第29条	(削除)
第30条	(削除)
第31条	(削除)
第3節	(削除)
第32条	(削除)

第33条	(削除)
第34条	(削除)
第35条	(削除)
第36条	(削除)
第37条	(削除)
第38条	(削除)
第39条	(削除)
第40条	(削除)
第41条	(削除)
第42条	(削除)
第43条	(削除)
第44条	(削除)
	□機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第45条	付加機能の提供・・・・・・・・・・11
第46条	付加機能の廃止・・・・・・・・・・・11
第6章 利用	目中止及び利用停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12 利用中止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第47条	利用中止・・・・・・・・・・・12
第48条	利用停止・・・・・・・・・・・12
第7章 通信	<b>=</b> ······13
第49条	通信の種類等・・・・・・・13
第50条	通信利用の制限・・・・・・・・・13
第51条	通信時間の測定等・・・・・・・・・13
第52条	音声通信の品質・・・・・・・・・・13
第53条	国際通信の利用制限・・・・・・・・・・13
第54条	国際通信の取扱地域・・・・・・・・・14
第8章 料金	<b>仓等······</b> 15
第1節 米	<b>斗金及び工事に関する費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15</b>
第55条	料金及び工事に関する費用・・・・・・・・15
第2節 米	¥金等の支払義務······15
第56条	使用料の支払義務・・・・・・・・・15
第57条	利用料の支払義務・・・・・・・・・16
第58条	接続点を経由する通信の料金の取扱い・・・・・・・16
第59条	(削除)
第60条	協定事業者に係る債権の譲受等・・・・・・・・16
第61条	工事費の支払義務・・・・・・・・・16
第3節 米	¥金の計算等······17
第62条	料金の計算等・・・・・・・・17
第4節 害	増金及び延滞利息・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
第63条	割増金・・・・・・・・・・17
第64条	延滞利息・・・・・・・17
第65条	支払義務の免除・・・・・・・・・・17

第9章 損害	<b>膏賠償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>
第66条	責任の制限・・・・・・・・18
第67条	免責・・・・・・・・18
第68条	第三者との紛議・・・・・・・・・18
第10章 保	<del>立</del> ····································
第69条	契約者の維持責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
第70条	契約者の切分責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
第71条	修理又は復旧の順位・・・・・・・・・20
第72条	技術資料の閲覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
第11章 雜	則22
第73条	(削除)
第74条	協定事業者との電話等利用契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
第75条	承諾の限界・・・・・・・22
第76条	利用に係るIP電話契約者の義務······22
第77条	(削除)
第78条	電話番号案内の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
第79条	IP電話契約者の氏名等の通知・・・・・・・23
第80条	協定事業者からの通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
第81条	番号ポータビリティ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
第82条	電報サービスの利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
第83条	電話帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第84条	電話番号案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第85条	番号情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第86条	法令に規定する事項····································
第87条	型約者情報の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
第88条	閲覧····································
第89条	当社からの宅内機器の貸与・・・・・・・25
第90条	反社会的勢力の排除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・·25
第91条	裁判管轄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
37017	**************************************
第12章 附帯	寺サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
第92条	- 7 - 附帯サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
3102X	FILL A CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF THE PROPE
別 表・・・・・	28
<i>7</i> , <i>1</i>	20
別 記・・・・・	90
77. IL TP包	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29 這話サービスの提供区域等・・・・・・・・・・29
	引除)
***	電話契約者の地位の承継······29
5 当社	世の維持責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
6 の 2	明め 第1種IP電話契約の第4類及び第5類契約者の電話帳の普通掲載・・・・・・・・・29
6 Ø 3	第1種IP電話契約の第4類及び第5類契約者の電話帳の重複掲載・・・・・・・・30
0003	$\pi$ 1 1生11 电四天ボック $\pi$ 4 叔又 $G$ $\pi$ 0 叔天ボック り 电 面 版 $G$ 重複 複載 $G$ $G$ $G$

7	端末設備の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
8	(削除)
80	72 (削除)
80	D3 第1種IP電話契約の第4類及び第5類契約者の時報サービス 及び災害用伝言ダイヤ
	ルサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
9	利用できない主な電気通信番号・・・・・・・・・・・・31
10	新聞社等の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
11	他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
12	技術資料の項目・・・・・・・・・・・・・・・・・32
13	IP電話サービス等における禁止事項・・・・・・・・・・32
<b>料金表</b> 通 貝 第1表 第1	· · · —
第 2 第 3	2 (削除) 3 (削除)
第2割	4 . 647 - 5471
第	
第3割	
第	
第2	
附具	<b>U·······60</b>

#### 第1章 総則

#### (約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)に基づき、このIP電話サービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これにより IP電話サービス及びこれに附帯するサービスを提供します。

#### (約款の変更)

- 第2条 当社は都合により約款を変更することがあります。この場合、IP 電話サービスの提供条件は変更後の約款によります。
- 2 約款の変更は、当社のウェブサイトに掲載する方法により行われ、当該変更内容が掲載された日の翌日から7日間が経過した時にその効力を生じるものとします。
- 3 IP 電話契約者が、約款の変更の効力が生じた後に IP 電話サービスを利用した場合には、変更後の約款のすべての記載事項について同意したものとみなします。

#### (用語の定義)

第3条 約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するほか、その他の用語については、当社の IP 通信網サービス契約約款(以下「IP 通信網約款」といいます。)第3条(用語の定義)、当社のコンピュータ通信網サービス契約約款(以下「コンピュータ通信網約款」といいます。)第3条(用語の定義)及びイーサネット通信網サービス契約約款(以下「イーサネット通信網約款」といいます。)第3条(用語の定義)の規定によります。

といいよう。) 第日末(川田の足我)の然だによりよう。			
用語	用語の意味		
1 IP 電話サービス	当社が提供する IP 通信網サービス、コンピュータ通信網サービス及び		
	イーサネット通信網サービスの付加機能として、IP 電話契約者の電話		
	機等から入力された音声をインターネットプロトコルにより伝送交換		
	して通信を行うサービス		
2 第1種 IP 電話契約	当社から第1種 IP 電話サービスの提供を受けるための契約		
3 第1種 IP 電話契約者	当社と第1種 IP 電話契約を締結している者		
4 (削除)	(削除)		
5 (削除)	(削除)		
6 (削除)	(削除)		
7 (削除)	(削除)		
7の2 (削除)	(削除)		
7の3 (削除)	(削除)		
7の4 第1種 IP 電話契	当社から第1種 IP 電話サービスの第4類サービスの提供を受けるため		
約の第4類契約	の契約		
7の5 第1種 IP 電話契	当社と第1種 IP 電話サービスの第4類契約を締結している者		
約の第4類契約者			
7の6 第1種 IP 電話契	当社から第1種 IP 電話サービスの第5類サービスの提供を受けるため		
約の第5類契約	の契約		
7の7 第1種 IP 電話契	当社と第1種 IP 電話サービスの第5類契約を締結している者		
約の第5類契約者			
8 (削除)	(削除)		
9 (削除)	(削除)		
10 (削除)	(削除)		

11 (削除)	(削除)
12 (削除)	(削除)
13 (削除)	(削除)
,,,,,,	
14 (削除)	(削除)
15 (削除)	(削除)
16 IP 電話契約	第1種 IP 電話契約
17 IP 電話契約者	第1種 IP 電話契約者
18 契約者回線	IP 通信網サービス契約、コンピュータ通信網契約若しくはイーサネット通信網契約に基づいて、IP 通信網サービス取扱局、コンピュータ通信網サービス取扱局若しくは当社が指定する収容局設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線又はイーサネット通信網約款に規定する県内中継回線若しくは県間中継回線
19 (削除)	(削除)
19 の 2 (削除)	(削除)
20 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置
20 列州八成八州	の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。) 又は同一の建物内であるもの
21 自営端末設備	IP 電話契約者が設置する端末設備
22 自営電気通信設備	電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者、又は事業法第16条 第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)以外の者が設 置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
23 (削除)	(削除)
24 (削除)	(削除)
25 (削除)	(削除)
26 (削除)	(削除)
27 (削除)	(削除)
28 料金月	1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。)から次の暦月の起算日の前日までの間
29 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
30 (削除)	(削除)
31 当社が定める直加入	固定端末系伝送路設備(電気通信番号規則別表第1号に規定する電気通
電話等設備	信番号により識別される電気通信設備をいいます。以下同じとします。) 又は IP 電話設備(電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。)であって、当社又は協定事業者との契約に基づいて設置されるもの
32 当社が定める携帯自	電気通信番号規則別表第4号に規定する電気通信番号により識別され
動車電話設備	る携帯電話サービスに係る電気通信設備であって、協定事業者との契約 に基づいて設置されるもの
33 (削除)	(削除)
34 当社が定める公衆電話設備	協定事業者との契約に基づいて設置される公衆電話又はディジタル公 衆電話の電話機等
35 IP 電話サービス取扱 局	電気通信設備を設置し、それにより IP 電話サービスに関する業務を行う当社の事業所

36	技術基準等	端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号) 及び端末設備等の接続の 技術的条件
37	相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
38	協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者

## 第2章 IP電話サービスの種類等

(IP 電話サービスの種類)

第4条 IP 電話サービスには、次の種類があります。

種類	内 容
第1種 IP 電話サービス	契約者回線(IP 通信網サービス契約に基づくものに限ります。)を設
	置して提供する IP 電話サービス

(外国における取扱制限)

第5条 IP 電話サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款 等により制限されることがあります。

# 第3章 IP電話サービスの提供区域等

(IP 電話サービスの提供区域等)

第6条 当社の IP 電話サービスは、別記1に定める提供区域等において提供します。

#### 第4章 契約

第1節 第1種 IP 電話サービスに係る契約

(第1種 IP 電話サービスの種類)

第7条 第1種 IP 電話サービスには、次の種類があります。

	種 類	内 容
1	(削除)	(削除)
2	(削除)	(削除)
3	(削除)	(削除)
4	第4類サービス	地域電話番号を利用するサービスであって、最大同時通話数が
		1であるサービス
5	第5類サービス	地域電話番号を利用するサービスであって、最大同時通話数が
		2 であるサービス

(契約の単位)

第8条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の第1種 IP 電話契約を締結します。この場合、第1種 IP 電話契約者は、1の第1種 IP 電話契約につき1人に限ります。

(第1種 IP 電話契約申込を行うことができる者の条件)

第9条 第1種 IP 電話サービスに係る申込をすることができる者は、当社の IP 通信網約款に規定する有線アクセスサービス(コース 2(プランC及びプランDに限ります。)、コース 8、コース 9、コース 1 0、Dコース、Eコース、Gコース、Jコース及びKコースを除きます。)契約者に限ります。

(第1種 IP 電話契約申込の方法)

第10条 第1種 IP 電話契約の申込は、当社が定める方法により、当社に対し行っていただきます。

(第1種 IP 電話契約申込の承諾)

- 第11条 当社は、当社所定の方法による第1種 IP 電話契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、第1種 IP 電話契約の申込を承諾しないことがあります。
  - (1)申込のあった第1種 IP 電話サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが著しく困難なとき。
  - (2) 第1種 IP 電話契約の申込をした者が、第1種 IP 電話サービスに係る料金又は工事に関する 費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (3)第1種 IP 電話サービスの申込をした者に係る IP 通信網サービスが利用停止をされている、 又は当社が行なう IP 通信網サービス契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (4)申込をした者が過去に当社のサービスにおいて、当社の契約約款その他の規定に違反したことがあるとき。
  - (5)その他第1種 IP 電話契約の申込を承諾することが、技術上又は当社の業務の遂行上著しい支 障があるとき。
  - (6)第76条(利用に係る IP電話契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、第1種 IP 電話契約の申込を承諾しません。 (1)第1種 IP 電話契約の申込をした者が、申込にあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
  - (2) (削除)
- 4 第1種 IP 電話サービスの申込に対する承諾の通知を発信した時点をもって第1種 IP 電話契約が成立したものとします。

#### (IP 電話番号)

- 第 12 条 第 1 種 IP 電話サービス(ただし、第 1 種 IP 電話サービスの第 4 類及び第 5 類サービスについては、料金表第 1 表(料金)に定める、IP 電話番号追加機能(プラス 050)を提供するものに限ります。)に利用する IP 電話番号を 1 の契約者回線ごとに定めます。ただし、1 の契約者回線ごとの IP 電話番号の数は当社が別に定めるところによります。
- 2 第1種 IP 電話契約者は、一度付与された IP 電話番号の変更の請求はできません。
- 3 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第1種 IP 電話契約者に対して 付与した、IP 電話番号を変更することがあります。
- 4 前項の規定により、IP 電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第1種 IP 電話契約者にお知らせします。

#### (地域電話番号)

- 第13条 第1種 IP 電話サービスの第4類及び第5類サービスに利用する地域電話番号(以下「地域電話番号」といいます。)は、当社が定めるところにより第1種 IP 電話契約者に指定します。ただし、第81条(番号ポータビリティ)の規定による場合は、この限りではありません。
- 2 第1種 IP 電話契約者は、一度付与された地域電話番号の変更の請求は、できません。ただし、第 1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者に関して、第15条(請求による電話番号の変更)の規 定を適用する場合は、この限りではありません。
- 3 当社は技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第1種 IP 電話契約者に対して付与した、地域電話番号を変更することがあります。
- 4 前項の規定により地域電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第1種 IP 電話契約者 にお知らせします。

#### (発信者番号通知)

- 第14条 (削除)
- 2 (削除)
- 3 (削除)
- 4 第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者の契約者回線から当社が定める直加入電話等設備若しくは携帯自動車電話設備への通信については、発信電話番号を着信者の当社が定める直加入電話等設備若しくは携帯自動車電話設備等へ通知します。
- ただし、次の通信については、この限りではありません。
  - (1)通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
  - (2)発信電話番号非通知(契約者の請求により、契約者回線から行う通信について、その発信 電話番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。)の扱いを受けている契約者 回線から行う通信(通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通話を除きます。)
  - (注) (2) については、第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約に限ります。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約において、電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に係る電話番号に対して行う通信については、その発信電話番号等を着信先の警察機関、海上保安機関又は消防機関へ通知します。ただし、発信側から通信に先立

- ち「184」をダイヤルして行う通信については、人の生命、身体、自由又は財産に対する危険が切迫 していると認められ、かつ緊急通報機関から要請があった場合を除き、通知は行いません。
- 6 前2項の場合において、当社は発信電話番号を着信者の当社が定める直加入電話等設備若しくは 携帯自動車電話設備へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、約款中の責任 の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
- 7 本条第4項第2号に規定する発信者電話番号通知において、通常通知又は、通常非通知へ変更の 請求は、当社が定める方法により、当社に対し行っていただきます。

#### (請求による電話番号の変更)

- 第15条 第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者は、迷惑電話(いたずら、嫌がらせその他これに類する通話であって、現にその通話の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。)又は間違い通話(現に使用している電話番号に対して、反復継続して誤って接続される通話を言います。)を防止するために、電話番号を変更しようとするときは、当社に対し、当社指定の方法によりその変更の請求をしていただきます。
- 2 当社は前項の請求があった場合、第11条(第1種 IP 電話契約申込の承諾)の規定に準じて取り 扱います。

## (住所の移転)

- 第 16 条 第 1 種 IP 電話契約者は、その移転先が、当社の IP 電話サービス提供地域である場合は、第 1 種 IP 電話契約者は移転先において第 1 種 IP 電話サービスを継続することを当社に対し申し込むことができます。ただし、移転先によっては、技術上その他の理由により第 1 種 IP 電話サービスの提供ができない場合があることを、第 1 種 IP 電話契約者はあらかじめ承知するものとします。
- 2 前項の申込を行う場合は、第1種 IP 電話契約者が移転する前に行うものとし、その手続きについては、第10条(第1種 IP 電話契約申込の方法)を準用するものとします。
- 3 第1項の申込がなされた場合、第1種 IP 電話契約者の移転後、第1種 IP 電話サービス開始までの期間については、第1種 IP 電話サービスに係る料金等の支払いを要しません。
- 4 第1種 IP 電話契約者が住所を移転する場合であって、本条第1項の申込をしないとき、又はその 移転先が IP 電話サービスの提供地域でない場合には、第1種 IP 電話契約者は、第19条(第1種 IP 電話契約者が行う第1種 IP 電話契約の解除)の規定に従い解除の通知をするものとします。

## (契約事項の変更)

- 第17条 当社は、第1種 IP 電話契約者から請求があったとき (別記3及び4に定める変更を含みます。) は、第1種 IP 電話契約内容の変更を行います。
- 2 当社は前項の請求があった場合、第11条(第1種 IP 電話契約申込の承諾)の規定に準じて取り 扱います。

## (利用権の譲渡の禁止)

第 18 条 第 1 種 IP 電話サービスに係る利用権 (第 1 種 IP 電話契約者が第 1 種 IP 電話契約に基づいて第 1 種 IP 電話サービスの提供を受ける権利をいいます。) は、他人に譲渡することはできません。ただし、別記 3 に定める場合は、この限りではありません。

#### (第1種 IP 電話契約者が行う第1種 IP 電話契約の解除)

- 第 19 条 第 1 種 IP 電話契約者は、第 1 種 IP 電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらか じめ当社所定の方法により当社に通知を行った場合に限り、解除することができます。
- 2 前項の通知があったときは、当社は、当該通知が当社に到達した日をもって第1種 IP 電話契約を解除します。

(当社が行う第1種 IP 電話契約の解除)

- 第20条 当社は、第48条(利用停止)の規定により IP 電話サービスの利用を停止された第1種 IP 電話契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第1種 IP 電話契約を解除することがあります。
- 2 当社は、第1種 IP 電話契約者が次のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、IP 電話サービスの利用停止をしないで、その第1種 IP 電話契約を解除することができるものとします。
  - (1) 第1種 IP 電話サービスの提供に係る IP 通信網サービス契約の解除があった場合。
  - (2) 第1種 IP 電話サービスの提供に係る IP 通信網サービスの種類の変更等に伴い、第9条(第1種 IP 電話契約申込を行うことができる者の条件)を満たさなくなったとき。
  - (3) 第1種 IP 電話契約者が第48条 (利用停止) 第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に おいて、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。
  - (4) 第1種 IP 電話契約者に対する差押え、又は仮差押えの申し立てがあったとき。
  - (5) 第1種 IP 電話契約者に対する破産手続、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき。
  - (6) 第1種 IP 電話契約者から、当社が IP 電話サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき。
  - (7) 契約者回線の終端の場所に第1種 IP 電話契約者の居住事実がないとき、若しくは居住地が 判明しないとき。
  - (8) 第1種 IP 電話契約者が死亡又は解散したことを当社が知ったとき。
  - (9) 第1種 IP 電話サービスを提供することが著しく困難になったとき。
- 3 当社は、前 2 項の規定によりその第 1 種 IP 電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第 1 種 IP 電話契約者にそのことをお知らせします。ただし、第 1 種 IP 電話サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるときは、この限りではありません。
- 4 前項の規定にかかわらず、本条第1項及び第2項の規定により、その第1種 IP 電話契約を解除しようとする場合、第1種 IP 電話契約者に対し解除の通知を行うことが困難なときは、何らの通知なくして当該第1種 IP 電話契約を解除することができるものとします。

(契約者回線が提供できなくなった場合の措置)

- 第 21 条 当社は、当社及び第 1 種 IP 電話契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、第 1 種 IP 電話契約者からその契約者回線の利用の一時中断(IP 通信網約款第 17 条に定めるものをいいます。以下同じとします。)の請求があったときを除き、その契約者回線に係る第 1 種 IP 電話契約を解除することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により、その第1種 IP 電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種 IP 電話契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合その他当社が通知を行うことが困難である場合は、この限りではありません。

(その他の提供条件)

第 22 条 第 1 種 IP 電話契約に関するその他の提供条件については、別記 3 及び 4 に定めるところによります。

第2節 (削除) 第23条 (削除) 第24条 (削除) 第25条 (削除) 第26条 (削除) 第27条 (削除) 第28条 (削除) 第29条 (削除) 第30条 (削除) 第31条 (削除) 第3節 (削除) 第32条 (削除) 第33条 (削除) 第34条 (削除) 第35条 (削除) 第36条 (削除) 第37条 (削除) 第38条 (削除) 第39条 (削除) 第40条 (削除) 第41条 (削除) 第42条 (削除) 第43条 (削除) 第44条 (削除)

## 第5章 付加機能

## (付加機能の提供)

- 第45条 当社は、IP 電話契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定める付加機能を当該料金表の該当箇所に定めるところにより提供します。
  - (1)付加機能の提供を請求した IP 電話契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠る おそれがあるとき。
  - (2)付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
  - (3)付加機能の提供を請求した契約者が、次項の規定により、その付加機能の利用を停止されている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- 2 当社は、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用停止又は廃止を行うことがあります。

## (付加機能の廃止)

第46条 当社は、その付加機能の提供を受けている IP 電話契約者から、IP 電話契約の解除又は付加機能の廃止の申出があった場合には付加機能を廃止します。

#### 第6章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

- 第47条 当社は、次の場合には、IP電話サービスの利用を中止することがあります。
  - (1)当社又はIP電話サービスの提供に係る電話網を提供する電気通信事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) IP 通信網約款、コンピュータ通信網約款又はイーサネット通信網約款の規定により、その IP 電話サービスの提供に係る IP 通信網サービス、コンピュータ通信網サービス又はイーサネット 通信網サービスが利用中止になったとき。
  - (3)第50条(通信利用の制限)の規定により、IP電話サービスの利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により IP 電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを IP 電話契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合その他当社が通知を行うことが困難である場合は、この限りではありません。

(利用停止)

- 第48条 当社は、IP 電話契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間 (その IP 電話サービスに係る料金その他の債務(約款の規定により、支払いを要することとなった IP 電話サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの 間)、その IP 電話サービスの利用を停止することがあります。
  - (1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
  - (2) IP 電話契約者が当社と契約を締結している、又は締結していた IP 通信網サービス、コンピュータ通信網サービス及びイーサネット通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (3) IP 通信網約款、コンピュータ通信網約款又はイーサネット通信網約款の規定により、その IP 電話サービスの提供に係る IP 通信網サービス、コンピュータ通信網サービス又はイーサネット 通信網サービスが利用停止になったとき。
  - (4)第53条(国際通信の利用制限) 又は第76条(利用に係る IP 電話契約者の義務)の規定に違反したとき。
  - (5)契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他 IP 電話サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
  - (6) IP 電話サービスの提供にあたり、IP 電話契約者において当社所定の手続又は当社が指定する手続の履行が必要であるにもかかわらず、当該手続を履行しないとき。
  - (7) IP 電話契約者の責めに帰すべき事情により、当社が IP 電話サービスを提供することが困難になったとき。
  - (8) IP 電話契約に関して、申込の際に申告事項に虚偽の内容を記載したことが判明したとき。
- 2 当社は、前項の規定により IP 電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用 停止をする日及び期間を IP 電話契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限り ではありません。
- 3 前項の規定にかかわらず、本条第1項の規定により、IP電話サービスの利用停止をする場合、IP電話契約者に対し利用停止の通知を行うことが困難なときは、何らの通知なくして利用停止をすることができるものとします。
- 4 IP 電話契約者は、本条に基づき IP 電話サービスの利用停止がなされた場合でも、IP 電話契約が解除されるまでの期間の IP 電話サービスに係る料金等を支払う義務を負います。

#### 第7章 诵信

(通信の種類等)

第49条 通信の種類は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

(通信利用の制限)

第50条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

#### 機関名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

警察機関(海上保安機関を含みます。)

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信者の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(通信時間の測定等)

第51条 通信時間の測定等については、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

(音声通信の品質)

第52条 音声通信の品質については、そのIP電話サービスの利用形態等により変動する場合があります。

(国際通信の利用制限)

第53条 IP 電話契約者は、コールバックサービス(契約者回線から発信する国際通信を外国から発信する形態に転換することによって国際通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で国際通信を行ってはなりません。

区別	方 式 の 概 要
1 ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して国際通信の請求が行われ、IP 電話契約者がコールバックの利用を行う場合にのみ、それに 応答することで提供がなされるコールバックサービスの方
	式
2 アンサーサプレッション 方式	その提供に際し、当社が国際通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑制されることとなるコ
	ールバックサービスの方式

## (国際通信の取扱地域)

第54条 国際通信の取扱地域は、料金表第1表(料金)第1(第1種 IP 電話サービスに係るもの)②(利用料)2(料金額)(2)(一般通信に係るもの) c(外国への通信に係るもの)に定めるところによります。

#### 第8章 料金等

#### 第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

- 第55条 当社が提供する IP 電話サービスの料金は、料金表第1表 (料金) に規定する使用料、利用料及び手続きに関する料金とします。
- 2 当社が提供する IP 電話サービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費とします。

## 第2節 料金等の支払義務

(使用料の支払義務)

- 第 56 条 IP 電話契約者は、その契約に基づいて当社が IP 電話サービスの提供を開始した日(地域電話番号又は付加機能の提供については提供を開始した日)から起算して契約の解除があった日(地域電話番号又は付加機能については廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する使用料を支払っていただきます。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により IP 電話サービスを利用することができない状態が 生じたときの使用料の支払いは、第48条(利用停止)第3項及び次の表に規定する場合を除いて、 IP 電話契約者は、IP 電話サービスを利用できなかった期間中の使用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 IP 電話契約者の責めによらない理由により、その	そのことを当社が知った時刻以後の利用
IP 電話サービスを全く利用できない状態(その IP 電話	できなかった時間(24 時間の倍数である
契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支	部分に限ります。)について、24時間ご
障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる	とに日数を計算し、その日数に対応する
場合を含みます。)が生じた場合(2欄に該当する場合	使用料
を除きます。) にそのことを当社が知った時刻から起算	
して、24 時間以上その状態が連続したとき。	
2 移転に伴って、IP 電話サービスを利用できなくな	利用できなくなった日から起算し、再び
った期間が生じたとき (IP 電話契約者の都合により IP	利用できる状態とした日の前日までの日
電話サービスを利用しなかった場合であって、その設	数に対応する使用料
備、地域電話番号又は IP 電話番号を保留したときを除	
きます。)。	
3 当社の故意又は重大な過失により IP 電話サービス	そのことを当社が知った時刻以降の利用
を全く利用できない状態が生じたとき。	できなかった時間についてその時間に対
	応する使用料

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、これをお返しします。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### (利用料の支払義務)

第57条 IP 電話契約者は、次の通信について、第51条(通信時間の測定等)に定めるとおり測定した通信時間と料金表第1表(料金)の規定とに基づいて算定した利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要する者
1 契約者回線から行った通信(その契約者回線の IP 電話契約者以外の者が行った通信を含みま	その契約者回線又は契約者回線群の IP 電話契約者
す。)	

#### 2 (削除)

3 第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者は、利用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当該契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(接続点を経由する通信の料金の取扱い)

#### 第 58 条 (削除)

- 2 第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者は、相互接続点を経由する通信に係る利用料につき、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続点を経由する通信に関する料金の支払いを要します。
- 3 前項の場合において、相互接続点を経由する通信に係る料金の設定又はその請求については、当 社又は協定事業者が行うものとします。

## 第59条 (削除)

(協定事業者に係る債権の譲受等)

- 第60条 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を当社が譲り受け、請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、当該契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 2 前項の場合において、当社は、協定事業者から譲り受けた債権を当社が提供する IP 電話サービス の料金とみなして取り扱います。

#### (工事費の支払義務)

- 第61条 IP 電話契約者は、契約の申込又は工事を要する請求をし、当社がその承諾をしたときは、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、IP 電話契約者は、その 工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負 担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額 を加算した額とします。

## 第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第62条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

## 第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第63条 IP 電話契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第64条 IP 電話契約者は、料金その他の債務(延滯利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滯利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(支払義務の免除)

第65条 当社は、約款その他当社が特別に定める場合を除き、IP 電話サービスの利用料その他一切の支払義務について免除しないものとします。

#### 第9章 損害賠償

#### (責任の制限)

- 第66条 当社は、IP 電話サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのIP 電話サービスが全く利用できない状態(当該IP 電話契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、IP 電話契約者の損害を賠償します。ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合又はIP 電話サービスに係る契約者回線においてDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。
- 2 前項の場合において、当社は、IP 電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該 IP 電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
  - (1)料金表第1表(ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を除きます。)に規定する使用料
  - (2) 料金表第1表に規定する利用料(IP電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日あたりの平均利用料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)
- 3 前項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定にあっては、 料金表に準じて取り扱います。
- 4 当社の故意又は重大な過失により IP 電話サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

#### (免責)

- 第67条 当社は、IP 電話契約に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、IP 電話契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 3 当社は、IP 電話サービスの利用に支障が生じた場合であって、それが自営端末設備等 IP 電話契約者の宅内環境及び IP 通信網の接続状態その他当社の責によらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 4 天災、事変その他の不可抗力により、IP 電話サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責めを負わないものとします。

## (第三者との紛議)

- 第68条 当社は、IP 電話契約者の IP 電話サービス利用における行為については、一切責任を負わないものとし、IP 電話契約者は、第三者との間で紛争が生じた場合には、事故の責任と費用負担により解決するものとします。
- 2 IP 電話契約者が約款に定める事項に違反し、当社に損害を与えた場合、IP 電話契約者は、当社に対し、当該損害を賠償するものとします。ただし、IP 電話契約者に故意又は過失がないときは、この限りではありません。
- 3 前項の損害については、当社が負担した合理的な範囲の弁護士費用その他実費を含むものとみな

します。

#### 第10章 保守

#### (契約者の維持責任)

第69条 IP 電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

#### (契約者の切分責任)

- 第70条 IP 電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線等その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、IP 電話契約者から請求があったときは、当社は、IP 電話サービス取扱局に おいて試験を行い、その結果を当該契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、 IP 電話契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、IP 電話契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

## (修理又は復旧の順位)

第71条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、若しくは滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第50条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその契約者回線等に係る電気通信設備を修理し、又は復旧します。

この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの
	水防機関に設置されるもの
	消防機関に設置されるもの
	災害救助機関に設置されるもの
	警察機関に設置されるもの(海上保安機関を含みます。)
	防衛機関に設置されるもの
	輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
	通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
	電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
	水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
	選挙管理機関に設置されるもの
	別記 10 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの
	預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの
	国は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注)当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者回線を収容する IP 電話サービス取扱局を変更することがあります。

## (技術資料の閲覧)

- 第72条 IP 電話サービスにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。
- 2 当社は、当社が指定する IP 電話サービスの契約事務を行う当社の事業所において、IP 電話サービスを利用するうえで参考となる別記 12 の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

#### 第11章 雑 則

#### 第73条 (削除)

(協定事業者との電話等利用契約の締結)

- 第74条 第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約の申込の承諾を受けた者は、別記11に定める電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款等の規定に基づいて、その電気通信事業者と別記11に定める電話等利用契約を締結したこととなります。ただし、第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約の申込の承諾を受けた者から、その電気通信事業者に対してその電話等利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により電話等利用契約を締結した第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者は、その契約者回線において該当する電気通信事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款等に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。ただし、当該契約者が、その電話等利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款等に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

#### (承諾の限界)

第75条 当社は、IP 電話契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした IP 電話契約者に通知します。ただし、約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

#### (利用に係る IP 電話契約者の義務)

- 第76条 IP 電話契約者には、次のことを守っていただきます。
  - (1)当社が IP 電話契約に基づき設置した電気通信設備(当社が別に定める「IP 電話対応宅内機器 レンタル規約」に定める IP 電話対応宅内機器を含みます。)を移動し、取りはずし、変更し、 分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
    - ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
  - (2)故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (3)当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が IP 電話契約に基づき設置した 電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
  - (4)当社が IP 電話契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
  - (5)他人の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で IP 電話サービスを利用しないこと。別記 13 に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合 には、本条の義務違反があるものとみなします。
- 2 IP 電話契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修理その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

#### 第77条 (削除)

## (電話番号案内の利用)

第78条 第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者は、電話番号案内サービスを利用することが

できます。

2 前項の規定により電話番号案内を利用した場合は、料金表に定めるところにより、電話番号案内 に係る利用料を支払っていただきます。

(IP 電話契約者の氏名等の通知)

#### 第79条 (削除)

- 2 (削除)
- 3 当社は、IP 電話契約者の氏名及び住所等を協定事業者に通知することがあります。
- 4 当社は、協定事業者から要請があったときは、IP 電話契約者(協定事業者と電話サービス等を利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名及び住所等を協定事業者へ通知することがあります。

## (協定事業者からの通知)

第80条 IP 電話契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(番号ポータビリティ)

第81条 第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者が、電話サービスの提供を受ける電話事業者 を協定事業者から変更し、あらかじめ当社に番号ポータビリティの申込をした場合において、その 協定事業者から IP 電話契約者に付与された電話番号を変更することなく、当社の IP 電話サービス の提供を受けることができるようにします。

ただし、次の場合にはこの限りではありません。

- (1)番号ポータビリティを実施することが技術上困難なとき。
- (2) IP 電話契約者が協定事業者と契約しているサービスの提供場所が変更となるとき。
- (3)協定事業者の業務の遂行上支障があるとき。
- (4)その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (注) ただし、(2) においては、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)別表第1に 定める番号区画において、同一番号区画内での変更となる場合はこの限りではありません。
- 2 IP 電話契約者は、前項の申込を行い当社がその承諾をしたときは、料金表第2表(工事に関する 費用)に規定する料金の支払いを要します。
- 3 IP 電話契約者が、電話サービスの提供を受ける電話事業者を当社から変更する旨の申込を行うと 共に番号ポータビリティの申込を行う場合、当該 IP 電話契約者の責任において変更先の電話事業者 に対し転出の手続を行うものとします。
- 4 IP 電話契約者が、当社に対し、前項に定める番号ポータビリティの申込を行ったにもかかわらず、変更先の電話事業者に対し転出の手続を行わなかった場合その他当社の責めに帰さない事由により番号ポータビリティの手続が行えない場合、番号ポータビリティの申込を行った時点から当社が別に定める期間が経過したときは、当社は当該 IP 電話契約者に付与されている電話番号を消滅させるための手続きを行うことができるものとします。
- 5 前項の規定により当該電話番号が消滅したことによって、IP 電話契約者に損害が生じた場合、当 社の故意又は重大な過失によるときを除き、当社は損害の賠償を行いません。
- 6 本条第4項の定めにより、IP 電話契約者が電話サービスの提供を受ける電話事業者を当社から変 更する旨の申込を行った場合において、IP 電話契約者が、関係する IP 通信網サービス契約等の解 除を希望する場合、別途当社所定の方法により解除の申込を行う必要があります。

(電報サービスの利用)

- 第82条の4 第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者は、当社が別に定める協定事業者の契約 約款の定めに基づく電報サービスを利用することができます。
- 2 第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者は、前項の規定により電報サービスを利用した場合 に生じた債権を当社が協定事業者から譲り受けることを承諾していただきます。この場合、当社は IP 電話契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 3 前項の規定により当社が協定事業者から譲り受けた債権額は、協定事業者が定める料金表等に基づいて算定した額とし、その他の取扱いについては、約款の定めるところによります。

#### (電話帳)

- 第83条 当社は、第1種IP電話契約の第4類及び第5類契約者から請求があったときは、当社が別記6の2及び6の3に定めるところにより、地域電話番号を電話帳(当社が別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。)に掲載します。
  - (注) 「当社が別に定める協定事業者」は、西日本電信電話株式会社とします。
- 2 当社は、別記6の2及び6の3に定めるほか、IP 電話契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

#### (電話番号案内)

- 第84条 当社は、第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者から請求があったときは、地域電話番号について、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。
  - (注) 「当社が別に定める協定事業者」は、西日本電信電話株式会社とします。
- 2 前項の手続に要する期間、その他の条件の取り扱いについては、その協定事業者の定めるところによります。

#### (番号情報の提供)

- 第85条 当社は、当社の番号情報(電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報(第83条(電話帳)及び第84条(電話番号案内)の規定により電話帳掲載又は電話番号案内の請求を行った IP 電話契約者にかかる契約者回線等の情報に限ります。)をいいます。以下この条において同じとします。)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備及びその付属設備をいいます。以下同じとします。)に登録します。
- 2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が、電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限ります。)に提供します。
  - (注1) 「当社が別に定める者」は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された IP 電話契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。
  - (注2) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン (令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号)」等の法令に違反して番号情報を目的外に 利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。
  - (注3) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定して その番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

#### (法令に規定する事項)

第86条 IP 電話サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定める事項については、別記5に定めるところによります。

#### (契約者情報の取扱い)

- 第87条 当社は、IP 電話契約者が当社に届け出た個人情報及び当社が取得した IP 電話契約者に関する情報について、IP 電話契約者の利便性の向上を図ること、関連会社(当社及び業務を委託している委託会社をいいます。以下同じとします。)による電気通信サービス(各種割引サービス等の関連するサービスを含みます。)の提供、並びにそれらのサービスの健全な運営のために、適正かつ公平な手段に基づき取得し、当社のウェブサイトに定める目的で利用します。
- 2 当社は、IP 電話契約者に係る情報のうち、氏名、名称、住所、電話番号、メールアドレス、当社 との取引内容、支払方法・状況などの支払に関する情報について電子データが記録された記録媒体 によって、各関連会社に提供します。なお、IP 電話契約者は当社に対し、当該契約者に係る情報に ついて提供の停止を申出ることができます。この場合、当社は当該契約者に係る情報についての提 供を停止します。
- 3 当社は、IP 電話契約者に係る氏名、名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社、協定事業者のサービスに係る契約の申込、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社、協定事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。
  - (注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、IP 電話契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

#### (閲覧)

第88条 約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

#### (当社からの宅内機器の貸与)

- 第89条 当社が IP 電話契約者に対し IP 電話サービスの利用環境の調査のため宅内機器を貸与した場合、IP 電話契約者は、当該宅内機器を善良な管理者の注意をもって保管・使用するものとし、取り扱いにあたっては当社の指示及び取扱説明書に従うものとします。
- 2 前項の場合において、IP 電話契約者は、当社に対し、調査に必要な期間の経過後、IP 電話サービスの利用環境について速やかに報告を行うと共に、貸与された宅内機器を当社所定の方法により、速やかに返却するものとします。
- 3 前項の規定にもかかわらず、IP 電話契約者が当該宅内機器を速やかに返却しない場合、IP 電話契約者は、当社に対し、当該宅内機器の機器代相当額を弁償するものとします。

## (反社会的勢力の排除)

- 第90条 IP 電話契約者は、当社に対して、契約申込時において、IP 電話契約者(契約者が法人の場合には、契約者の役職員及び出資者(以下「役職員等」といいます。)が以下の各号に定める者に該当しないこと及び将来にわたってもこれに該当しないことを保証するものとします。
  - (1)暴力団
  - (2)暴力団の構成員(準構成員を含む。以下、同様とする。)、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (3)暴力団関係企業又は本条各号に定める者が役職員等の地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員
  - (4)総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員(5)前各号に準じるもの
- 2 IP 電話契約者は自ら、又は第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為、又は該当するおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為
- (4)風説の流布、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) 前各号に準じるもの
- 3 当社は、IP 電話契約者において本条第1項各号に定める保証事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生、又は発生すると合理的に見込まれる場合、また IP 電話契約者が前項に定める誓約に違反する事由が判明若しくは発生した場合には、催告・通知その他の手続きを要することなく、直ちに IP 電話契約者の負担する一切の債務の期限の利益を喪失させること及び IP 電話サービス契約を解除することができるものとします。
- 4 前項の規定が適用される場合であっても、当社の IP 電話契約者に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。
- 5 本条による期限の利益の喪失又は解除によって IP 電話契約者に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、当社は、何ら責任を負わないものとします。

#### (裁判管轄)

第91条 IP 電話契約その他約款に定める事項に関して生じる法的な紛争については、広島地方裁判所をもって専属的管轄裁判所とします。

# 第 12 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第92条 IP 電話サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記7に定めるところによります。

# 別表 IP 電話サービスにおける基本的な技術的事項

別記7により当社が提供する端末設備

区分	インタフェース条件	
<ul> <li>電話 アナログ電話 (RJ-11 6 ピンモジュラーコネクタ)</li> <li>LAN IEEE802.3 準拠 1000BASE-T、100BASE-TX 又は 10BASE-T (ISO 8877 準拠 RJ-45 8 ピンモジュラーコネクタ)</li> </ul>		

その他については、当社が別に定めるものとします。

- 1 IP 電話サービスの提供区域等
- (1) IP 電話サービスは、以下の区域において提供します。

区域

岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県 の一部

- (2) 当社の IP 電話サービスに係る通信は、次の区間において提供します。
  - ア 契約者回線相互間
  - イ 契約者回線と接続点との間
- 2 (削除)
- 3 IP 電話契約者の地位の承継
  - (1)相続又は法人の合併により IP 電話契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書面を添えて、すみやかに IP 電話サービスの契約事務を行う当社の事業所に届け出ていただきます。
  - (2)(1)の場合に、相続人が2名以上ある時は、その内の1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した時も同様とします。
  - (3)当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人の内の1人を代表者として取り扱います。
- 4 IP 電話契約者の氏名等の変更
  - (1) IP 電話契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は料金等請求書の送付先の変更があった時は、これを証明する書類を添えて、すみやかに IP 電話サービスの契約事務を行う当社の事業所に届け出ていただきます。
  - (2)前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 5 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に 適合するよう維持します。

- 6 (削除)
- 6の2 第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者の電話帳の普通掲載
  - (1) 当社は、第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者から請求があったときは、その当該 契約者に係る当社が別に定める地域電話番号1番号ごとに電話帳に普通掲載として次の事項を 掲載します。
    - ア 第1種 IP 電話契約の第4類又は第5類契約者、若しくはその当該契約者が指定する者の 氏名、名称又は称号のうち1

- イ 第1種 IP 電話契約の第4類又は第5類契約者、若しくはその当該契約者が指定する者の 職業(協定事業者が定める職業区分によるものとします。) のうち1
- ウ 契約者回線の終端のある場所 (第1種 IP 電話契約の第4類又は第5類契約者又はその契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社が契約者回線の終端の場所による掲載が適当ではないと認めたときは、その請求があった場所)
- (2)第1種IP電話契約の第4類及び第5類契約者は1の請求をし、当社がその承諾をしたときは、 料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)に規定する電話帳掲載手数料の支払いを要 します。
- (3)(1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (4)当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼす恐れがあるときは、(1) の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載を行わないことがあります。
- (5)当社は、次の場合に該当するときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。
  - ア 契約者回線に通話機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、(1)アからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについて第1種IP電話契約の第4類又は第5類契約者の承諾が得られない場合。

#### 6の3 第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者の電話帳の重複掲載

- (1)当社は、第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者から、普通掲載のほか、別記6の2(電話帳の普通掲載)に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に記載します。
  - ア 氏名、名称若しくは称号(普通掲載として掲載したものを除きます。) 又は商品名による 掲載
  - イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載
- (2)第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者は、(1)の請求をし、当社がその承諾をしたときは、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)に規定する電話帳掲載手数料の支払いを要します。
- (3)(1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (4)当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼす恐れがあるときは、(1) の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載を行わないことがあります。
- (5)当社は、次の場合に該当するときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。
  - ア 契約者回線に通話機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、(1)アに規定 する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号等を重複掲載として 掲載することについて第1種 IP 電話契約の第4類又は第5類契約者の承諾が得られない場合。

#### 7 端末設備の提供

- (1)当社は、第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者から請求があったときは、当社が別に 定めるところにより、端末設備(料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に定める IP 電話 アダプタをいいます。以下別記7において同じとします。)を提供します。
- (2)第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者は、前項の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に定める端末設備に係る料金を支払っていただきます。

#### 8 (削除)

8の2 (削除)

8の3 第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者の時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス

第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約者は、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービスを次により利用することができます。

(1)当社は、次により時報サービスを提供します。

区 別	内 容	電話番号
時報サービス 日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス		117

- (2) (削除)
- (3)当社が別に定める協定事業者が提供する災害用伝言ダイヤルサービスは、次のとおりとします。

3.70		
区 別	内 容	電話番号
災害用伝言ダイヤ	災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、	171
ルサービス	メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	

- (注1) (3) の「当社が別に定める協定事業者」は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。
- 9 IP 電話番号から利用できない主な電気通信番号 緊急通報用電話等については、利用できません。
  - ・ 警察機関への通報に関する電気通信番号:110
  - ・ 消防機関への通報に関する電気通信番号:119
  - ・ 海上保安機関への通報に関する電気通信番号:118
  - ・ その他 100 番台の電気通信番号
  - ・ 0120、0800、0570 等の電気通信番号

#### 10 新聞社等の基準

	WIND 4 CE 1		
	区 分	基準	
1	新聞社	新聞社 次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社	
		(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的	
		としてあまねく発売されること。	
		(2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。	
2	放送事業者	電波法(昭和 25 年法律第 131 号)の規定により放送局の免許を受けた者	
3	通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲	
		載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)	
		をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社	

## 11 他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結

契約相手となる電気通信事業者	締結する電話等利用契約
KDDI株式会社	第2種一般電話等契約
ソフトバンク株式会社	第2種中継電話等契約
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	他社直加入電話等国際利用契約

## 12 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- 13 IP 電話サービス等における禁止事項
  - IP 電話契約者は IP 電話サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
    - (1)電話サービス等により利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為。
    - (2)他人になりすまして電話サービス等を利用する行為。
    - (3)故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為。
    - (4)本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為。
    - (5)自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為。

#### 料金表

#### 通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、IP 電話契約者がその IP 電話契約に基づいて支払う料金は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割りします(ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を除きます。)。
  - (1)料金月の初日以外の日に IP 電話サービスの提供の開始があったとき。
  - (2)料金月の初日以外の日に IP 電話サービスの解除があったとき。
  - (3)料金月の初日にIP電話サービスの提供の開始を行い、その日にその契約の解除があったとき。
  - (4)料金月の初日以外の日に月額料金の額の改定があったとき。この場合改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。
  - (5)5の規定に基づく起算日に変更があったとき。
  - (6)第56条(使用料の支払義務)第2項の表の規定に該当するとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合、第56条(使用料の 支払義務)第2項の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 第66条(責任の制限)第3項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定にあたっては、1及び2の規定に準じて取り扱います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 5の2 IP 電話サービス又は電話番号に係る付加機能の提供の開始があったときは、提供を開始した 日を含む当該料金月のユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を全額支払っていただき ます。
- 5の3 IP 電話契約の解除、又は電話番号に係る付加機能の廃止があったときは、当社はその解除又は廃止した日の前日(解除又は廃止をした日が提供を開始した日と同じ日の場合は、解除又は廃止の当日とします)を含む当該料金月のユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を請求しません。
- 5の4 IP 電話契約者の住所の移転があったとき、移転した日の前日と移転後に電話サービスを開始した日の月が異なる場合は、当社はその移転した日の前日を含む当該料金月のユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を請求しません。

(料金等の支払い)

- 6 IP 電話契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する方法において支払っていただきます。
- 7 IP 電話契約者は、料金及び工事に関する費用については支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、IP 電話契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当 社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(端数処理)

9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## (料金額の表示)

10 IP 電話サービスに関する料金額の表示は税抜額及び税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。)を表示しています。

ただし、外国への音声通信に係る料金については、この限りではありません。

## (料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
- 12 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の IP 電話サービスの契約事務を行う当社の事業所に 掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

## 第1表 料金

第1 第1種 IP 電話サービスに係るもの

①使用料

## 1 適用

区分	内 容
(1)基本使用料の適用	ア(削除)
(1) 医平使用科切圆用	
	イ(削除)
	ウ(削除)
	エ 第4類サービスにおける基本使用料は、地域電話番号について、適用
	します。
	オ 第5類サービスにおける基本使用料は、IP 電話契約について、適用し
	ます。
	カ 基本使用料の適用開始は第1種 IP 電話サービスの該当する種類のサ
	ービスの提供開始日からとします。
(2)付加機能に関する	当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料
料金の適用	を適用します。
(3)ユニバーサルサー	ア 当社は、IP 電話サービスに係る電話番号について、1 の電話番号ごと
ビス料の適用	に、ユニバーサルサービス料(電気通信事業法に定める第一号基礎的電気
	通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、第一号基礎的電気
	通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成14
	年総務省令第64号)を適用します。
	イ 当社はユニバーサルサービス料について、第56条(使用料の支払義
	務) 第2項の規定にかかわらず、支払いを要しない料金の対象としません。
(4)電話リレーサービ	ア 当社は、IP 電話サービスに係る電話番号について、1 の電話番号ごと
ス料の適用	に、電話リレーサービス料(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関
	する法律(令和2年法律第53号)に定める聴覚障害者等の自立した日常
	生活及び社会生活の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等に
	よる電話の利用の円滑化に関する法律施行規則(令和2年総務省令第110
	号)第28条の規定に基づき算定される額に基づいて当社が定める料金を
	いいます。)を適用します。
	イ 当社は電話リレーサービス料について、第56条(使用料の支払義務)
	第2項の規定にかかわらず、支払いを要しない料金の対象としません。

## 2 料金額

## (1)基本使用料

月額

			) 1 H2/
	区 分	単位	料金額(税込額)
基本使用料	第4類サービスのもの	1の地域電話番号ごとに	0円(0円)
	第5類サービスのもの	1の IP 電話契約ごとに	500円 (550円)

## (2)付加機能使用料

- ア (削除)
- イ (削除)
- ウ 第4類サービスのもの
  - a 発信者番号表示機能

月額

		7 4 12
区分	単 位	料金額(税込額)
契約者回線へ通知される発信電気通信番号等を表示する	1の契約ごと	200 円 (220 円)
ことができる機能をいいます。		
備考 ┃ 1 この機能を利用するにあたっては、発信電気通	信番号等の表示がで	きる自営端末設備が
必要となります。		
9 当社は 木機能の利用に伴い発生する損害につ	いてけ 青年を負い	ません

## b 非通知着信拒否機能

月額

区分	単 位	料金額(税込額)
この機能を利用する契約者回線に係る IP 電話等への通話	1の契約ごと	200 円 (220 円)
のうち、電話番号等が通知されていない着信に対して、お		
断りする旨の案内により自動的に応答する機能をいいま		
す。		
備考 1 当社は、お断りする旨の案内により自動的に応答する音声通信について、着信した時刻		
から一定時間経過後、その音声通信を打ち切りま	きす。	

2 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

## c 迷惑電話着信拒否機能

		\ 1 H\/\
区分	単 位	料金額(税込額)
この機能を利用する自営端末設備からの操作により、その 契約者回線の当該電気通信番号への直前の着信の電気通 信番号について登録を行い、以後の登録された電気通信番 号からの着信に対してお断りする旨の案内を自動的に行 う機能をいいます。	1の契約ごと	200円 (220円)

- 備考 1 あらかじめ登録できる電話番号等の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。また、 登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている番号のうち、最初に登録 されたものから順に消去して登録します。
  - 2 当社は、お断りする旨の案内により自動的に応答する音声通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その音声通信を打ち切ります。
  - 3 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

## d 自動転送機能

月額

		7 4 12
区 分	単 位	料金額(税込額)
その IP 電話端末に着信する通信を、IP 電話契約者があら	1の契約ごと	500円 (550円)
かじめ指定した条件に基づいて、IP 電話契約者があらか		
じめ指定した他の電気信号番号へ自動的に転送すること		
ができる機能。		

備考 1 IP 電話契約者があらかじめ指定することができる転送の条件には、次の種類があります。

- (ア)あらかじめ指定した電話番号から着信したとき
- (イ)通信中に着信したとき。
- (ウ)着信に応答しないとき。
- (エ)着信したとき (無条件に自動的に転送するもの)。
- 2 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

## e コールウェイティング機能

月額

区分	単 位	料金額(税込額)
通信中に他から着信があることを知らせ、その IP 電話端	1の契約ごと	300 円 (330 円)
末のフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保		
留し、その着信に応答して通信を行った後再び保留中の通		
信を行うことができる機能をいいます。		
備考   1 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。		

## f 特定番号通知機能

月額

	区分	単 位	料金額(税込額)
この村	幾能を利用する契約者回線から行う通信について、そ	1の契約ごと	100円 (110円)
の契約	約者回線に係る IP 電話契約者に付与された地域電話		
番号	又は IP 電話番号を着信先へ通知する機能		
備考	1 この機能は当社が定める直加入電話等設備で I	P 電話サービスに係	る端末設備へは通知
	されない場合があります。		

- 2 この機能の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。
- 3 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

## g 光電話安心パック

区分	単 位	料金額 (税込額)
第1表(料金)第1(第1種 IP 電話サービスに係るもの)	1の契約ごと	600 円 (660 円)
①(使用料)2(料金額)(2)(付加機能使用料)ウ(第4類		
サービスのもの)に規定する発信者番号表示機能、非通知		
着信拒否機能、迷惑電話着信拒否機能、自動転送機能、コ		
ールウェイティング機能(以下本項に限り、当該付加機能		
を総称して「本付加機能」といいます。)を同時に提供す		
るもの		

## 備考

- 1 当社は1の契約者回線ごとに1の光電話安心パックを提供します。
- 2 本付加機能のすべての利用の申出があった場合は、光電話安心パックの利用の申出があったものとみなします。
- 3 本付加機能の提供条件(料金額に関するものを除きます。)については、各付加機能の 提供条件に準じます。
- 4 光電話安心パック提供中に本付加機能のうち何れか一つの廃止の申出があった場合は、光電話安心パックの廃止の申出があったものとみなします。
- 5 当社は、光電話安心パックの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

#### h 光電話安心パック ミニ

月額

		/ * 121
区分	単 位	料金額(税込額)
第1表(料金)第1(第1種 IP 電話サービスに係るもの)	1の契約ごと	450 円(495 円)
①(使用料)2(料金額)(2)(付加機能使用料)ウ(第4類		
サービスのもの)に規定する発信者番号表示機能、非通知		
着信拒否機能、コールウェイティング機能(以下本項に限		
り、当該付加機能を総称して「本付加機能」、という)を		
同時に提供するもの		

#### 備考

- 1 当社は1の契約者回線ごとに1の光電話安心パック ミニを提供します。
- 2 本付加機能のすべての利用の申出があった場合は、光電話安心パック ミニの利用の申出があったものとみなします。
- 3 本付加機能の提供条件(料金額に関するものを除きます。)については、各付加機能の 提供条件に準じます。
- 4 光電話安心パック ミニ提供中に本付加機能のうち何れか一つの廃止の申出があった場合は、光電話安心パック ミニの廃止の申出があったものとみなします。
- 5 当社は、光電話安心パック ミニの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

## i IP 電話番号追加機能(プラス050)

月額

区分	単 位	料金額(税込額)
IP 電話番号を追加する機能	1の IP 電話番号	300 円 (330 円)
	ごとに	

## 備考

- 1 当社は、1の IP 電話契約ごとに1の IP 電話番号を提供します。
- 2 第1表 (料金) 第1(第1種 IP 電話サービスに係るもの)①(使用料) 2(料金額) (2) (付加機能使用料) ウ(第4類サービスのもの)で  $a\sim h$  までに規定する各付加機能を利用する地域電話番号に、この機能により IP 電話番号を追加した場合は、その IP 電話番号からの発信又は、その IP 電話番号への着信についても各付加機能の利用が可能となります。
- 3 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

## k 電話帳の重複掲載

区分	単 位	料金額(税込額)
電話帳の重複掲載	1掲載ごと	500円 (550円)

## エ 第5類サービスのもの

## a 発信者番号表示機能

月額

		/ 4 H/\
区分	単 位	料金額 (税込額)
契約者回線へ通知される発信電気通信番号等を表示する	1の契約ごと	200 円 (220 円)
ことができる機能をいいます。		
備考 1 この機能を利用するにあたっては、発信電気通	信番号等の表示がで	きる自営端末設備が
必要となります。		
2 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害につ	いては、責任を負い	ません。

## b 非通知着信拒否機能

月額

		力領
区分	単 位	料金額 (税込額)
この機能を利用する契約者回線に係る IP 電話等への通話	1の契約ごと	200 円 (220 円)
のうち、電話番号等が通知されていない着信に対して、お		
断りする旨の案内により自動的に応答する機能をいいま		
す。		
備考 1 当社は、お断りする旨の案内により自動的に応	答する音声通信につ	いて、着信した時刻
から一定時間経過後、その音声通信を打ち切りま	す。	
2 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害につ	いては、責任を負い	ません。

## c 迷惑電話着信拒否機能

月額

区分	単 位	料金額(税込額)
この機能を利用する自営端末設備からの操作により、その 契約者回線の当該電気通信番号への直前の着信の電気通 信番号について登録を行い、以後の登録された電気通信番 号からの着信に対してお断りする旨の案内を自動的に行 う機能をいいます。	1の契約ごと	200円(220円)
10. to 10	same of a second total	

備考 1 あらかじめ登録できる電話番号等の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。また、 登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている番号のうち、最初に登録 されたものから順に消去して登録します。

- 2 当社は、お断りする旨の案内により自動的に応答する音声通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その音声通信を打ち切ります。
- 3 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

## d 自動転送機能

		\ 1 H\/\
区分	単 位	料金額(税込額)
その IP 電話端末に着信する通信を、IP 電話契約者があら	1の契約ごと	500円 (550円)
かじめ指定した条件に基づいて、IP 電話契約者があらか		
じめ指定した他の電気信号番号へ自動的に転送すること		
ができる機能。		

備考 1 IP 電話契約者があらかじめ指定することができる転送の条件には、次の種類があります。

- (ア)あらかじめ指定した電話番号から着信したとき
- (イ)通信中に着信したとき。
- (ウ)着信に応答しないとき。
- (エ)着信したとき (無条件に自動的に転送するもの)。
- 2 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

## e 特定番号通知機能

月額

			\1 HX
	区分	単 位	料金額(税込額)
この機	後能を利用する契約者回線から行う通信について、そ	1の契約ごと	100円 (110円)
の契約	p者回線に係る IP 電話契約者に付与された地域電話		
番号又	Zは IP 電話番号を着信先へ通知する機能		
備考	備考 1 この機能は当社が定める直加入電話等設備で IP 電話サービスに係る端末設備へは通知		
	されない場合があります。		
	2 この機能の利用に係る細目事項は、当社が別に	定めるところにより	ます。
	3 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害につ	いては、責任を負い	ません。

## f 光電話安心パック

月額

区分	単 位	料金額(税込額)
第1表 (料金) 第1(第1種 IP 電話サービスに係るもの)	1の契約ごと	800 円(880 円)
①(使用料)2(料金額)(2)(付加機能使用料)工(第5類		
サービスのもの)に規定する発信者番号表示機能、非通知		
着信拒否機能、迷惑電話着信拒否機能、自動転送機能、(以		
下本項に限り、当該付加機能を総称して「本付加機能」、		
という)を同時に提供するもの		

- 備考 │ 1 当社は1の契約者回線ごとに1の光電話安心パックを提供します。
  - 2 本付加機能のすべての利用の申出があった場合は、光電話安心パックの利用の申出があったものとみなします。
  - 3 本付加機能の提供条件(料金額に関するものを除きます。)については、各付加機能の 提供条件に準じます。
  - 4 光電話安心パック提供中に本付加機能のうち何れか一つの廃止の申出があった場合は、光電話安心パックの廃止の申出があったものとみなします。
  - 5 当社は、光電話安心パックの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

## g IP 電話番号追加機能(プラス050)

区 分	単 位	料金額(税込額)
IP 電話番号を追加する機能	1の IP 電話番号	300 円 (330 円)
	ごとに	

## 備考

- 1 当社は、1の IP 電話契約ごとに1の IP 電話番号を提供します。
- 2 第1表 (料金) 第1 (第1種 IP 電話サービスに係るもの)①(使用料) 2 (料金額) (2) (付加機能使用料) x (第5類サービスのもの)で  $a \sim f$  までに規定する各付加機能を利用する地域電話番号に、この機能により IP 電話番号を追加した場合は、その IP 電話番号からの発信又は、その IP 電話番号への着信についても各付加機能の利用が可能となります。
- 3 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

## h 電話帳の重複掲載

区分	単位	料金額(税込額)
電話帳の重複掲載	1掲載ごと	500 円(550 円)

## i 地域電話番号追加機能(プラスナンバー)

月額

		/ 4 H//
区分	単 位	料金額(税込額)
地域電話番号を追加する機能	1の地域電話番号	100円 (110円)
	ごとに	

## 備考

- 1 当社は、1の IP 電話契約ごとに1の地域電話番号を追加提供します。
- 2 第1表(料金)第1(第1種 IP 電話サービスに係るもの)①(使用料)2(料金額)(2)(付加機能使用料)エ(第5類サービスのもの)で $a\sim f$ までに規定する各付加機能を利用する地域電話番号に、この機能により地域電話番号を追加した場合は、その地域電話番号からの発信又は、その地域電話番号への着信についても各付加機能の利用が可能となります。
- 3 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

#### (3)ユニバーサルサービス料

月額

単位	料金額(税込額)
1の電話番号ごとに	2円(2.2円)

## (4) 電話リレーサービス料

		71 157
Ī	単 位	料金額(税込額)
Ī	1の電話番号ごとに	1円(1.1円): 2025年4月から2026年3月利用分まで
Ī	備考	1 この料金は、第4類及び第5類サービスのものに限ります。
		2 この料金は、2025年4月から2026年3月利用分までに適用し
		ます。2026年4月以降の利用分については改めて定めます。

## ② 利用料

## 1 適用

ア (削除)

イ 第4類及び第5類サービスのもの

	がある様々 ころりもの		
区分	内	3	
(1)通信の種類等	通信には次の種類があります。		
	区分	適用する通信	
	1 加入者間通信 IP 電話契約者	(当社の IP 電話サービス契約約	
	款~東広島市情	「報通信基盤整備事業版~で規	
	定する IP 電話	契約者及び当社のビジネス IP	
	電話サービス契	2約約款で規定する IP 電話契約	
	者を含みます。.	以下この料金表において同じと	
	します。)相互	間の通信	
	2 一般通信   ア 契約者回線	わら当社が定める直加入電話	
	等設備若し	くは携帯自動車電話設備又は	
	外国への通	信	
	イ 当社が定め	る直加入電話等設備若しくは	
	携帯自動車電話設備から契約者回線への 通信		
	ウ 当社が定める公衆電話設備から契約者回		
	線への通信		
(2)通信時間の測定等	ア 音声通信に係る通信時間は、接続先との通信が確立したことを識別し		
	た時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をでき		
	ない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。		
	イ 当社の設置した電気通信設備の故障等 IP 電話契約者その他 IP 電話サ		
	ービスの利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときは、		
	① (使用料) 2 (料金額) に規定する秒数に満たない端数の通信時間は、		
	アの通信時間に含みません。		

(3)当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料の取扱い

当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。

ア 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

イ ア以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平 均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た 額

(注)本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。

- (1)過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績 が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値 に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
- (2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

## 2 料金額

## (1) 加入者間通信に係るもの

ア (削除)

イ 第4類及び第5類サービスのもの

	1 /14 1 /24/24			
		区分	料金額(	税込額)
利	下記以外のもの	昼間・夜間 (8:00~23:00)	180 秒までごとに	7.5円 (8.25円)
用料		深夜・早朝(昼間・夜間以外の時間)	225 秒までごとに	7.5円 (8.25円)
	IP 電話番号への	通信、又は IP 電話番号から発信する	180 秒までごとに	7.5円 (8.25円)
	通信			

## 備考

1 加入者間通信における、IP 電話番号同士の通信、第1種 IP 電話契約の第4類契約者、第5類契約者(当社の IP 電話サービス契約約款~東広島市情報通信基盤整備事業版~で規定する第1種 IP 電話契約の第4類又は第5類契約者も含みます。)、当社のビジネス IP 電話サービス契約約款で規定する第1種 IP 電話契約の第2類及び第3類契約者間の地域電話番号同士の通信については無料となります。

## (2) 一般通信に係るもの

a の 1 (削除)

aの2 契約者回線から当社が定める直加入電話等設備への通信に係るもの

ア (削除)

イ 第4類及び第5類サービスのもの

			- 71. 32.1		
			区分	料金額(	税込額)
ĺ	利	下記以外のもの	昼間・夜間 (8:00~23:00)	180 秒までごとに	7.5円 (8.25円)
	用		深夜・早朝(昼間・夜間以外の時間)	225 秒までごとに	7.5円 (8.25円)
	料	IP 電話番号へのi	通信、又は IP 電話番号から発信する通	180 秒までごとに	7.5円 (8.25円)
		信			
- 1	F11. 1.4				

## 備考

- 1 緊急通報に係る電話番号(110、118 又は119)への通信については無料となります。
- 2 当社が別に定める他社 IP網 における IP電話番号同士の通信については無料となります。

## bの1 (削除)

bの2 契約者回線から当社が定める携帯自動車電話設備への通信に係るもの

ウ (削除)

エ 第4類及び第5類サービスのもの

区分		料金額(税込額)
利用	当社が定める携帯自動車電話設備への通信 に係るもの	60 秒までごとに 18 円 (19.8 円)
料	ICN 3 0 V	

## c 外国への通信に係るもの

- ア (削除) イ (削除) ウ 第4類及び第5類サービスのもの

	区分	料金額
	利用料	60 秒までごと
利	取扱地域	
用	アラスカ	19 円
料	アメリカン・サモア	110円
	アンギラ	152 円
	アンティグァ・バーブーダ	113 円
	バハマ	141 円
	バルバドス	113 円
	バーミュダ諸島	141 円
	グレート・ブリテン領ヴァージン諸島	152 円
	カナダ	9円
	ケイマン諸島	152 円
	ドミニカ国	113 円
	ドミニカ共和国	83 円
	グレナダ	113 円
	グァム	56 円
	ハワイ	8 円
	ジャマイカ	113 円
	モンセラット	113 円
	プエルトリコ	63 円
	サイパン	56 円
	セントクリストファー・ネイビス	113 円
	セントルシア	113 円
	セント・ヴィンセント	113 円
	トリニダッド・トバコ	141円
	タークス諸島・カイコス諸島	113 円
	アメリカ合衆国(ハワイ、アラスカを除きます。)	8円
	アメリカ領ヴァージン諸島	63 円
	エジプト	98 円
	モロッコ	98円
	アルジェリア	128 円
	チュニジア	149 円
	リビア	128 円
	ガンビア	128 円
	セネガル	128 円
	モーリタニア	128 円
	マリ ギニア	128 円
	<b>ナー</b> /	141 円

コートジボワール	141 円
ブルキナファソ	128 円
ニジェール	98 円
トーゴ	128 円
ベナン	128 円
モーリシャス	98 円
リベリア	149 円
シエラレオネ	180 円
ガーナ	78 円
ナイジェリア	128 円
チャド	211 円
中央アフリカ	128 円
カメルーン	128 円
カーポベルデ	98 円
サントメ・プリンシペ	257 円
赤道ギニア	141 円
ガボン	98 円
コンゴー	241 円
コンゴー民主共和国	241 円
アンゴラ	78 円
ギニアビサウ	180 円
アセンション島	180 円
スーダン	128 円
南スーダン	128 円
ルワンダ	149 円
エチオピア	141 円
ソマリア	128 円
ジブチ	128 円
ケニア	98 円
タンザニア	128 円
ウガンダ	78 円
ブルンジ	98 円
モザンビーク	128 円
ザンビア	98 円
マダガスカル	141 円
レユニオン	98 円
マイヨット島	128 円
ジンバブエ	78 円
ナミビア	128 円
マラウイ	128 円
レソト	128 円
ボツワナ	98 円
スワジランド	98 円

コモロ	128 円
南アフリカ	98 円
セントヘレナ島	128 円
エリトリア	141 円
アルバ	113 円
フェロー諸島	92 円
グリーンランド	92 円
ギリシャ	
オランダ	62 円
ベルギー	62 円
フランス	62 円
	19円
カナリア諸島、スペイン、スペイン領北アフリカ	62 円
ジブラルタル	92 円
アゾレス諸島、ポルトガル、マディラ諸島	62 円
ルクセンブルグ	62 円
アイルランド	62 円
アイスランド	92 円
アルバニア	187 円
マルタ	92 円
キプロス	83 円
フィンランド	62 円
ブルガリア	102 円
ハンガリー	72 円
リトアニア	102円
ラトビア	126 円
エストニア	102 円
モルドバ	102 円
アルメニア	187 円
ベラルーシ	102 円
アンドラ	62 円
モナコ	62 円
サンマリノ	92 円
ウクライナ	72 円
セルビア	130 円
モンテネグロ	130 円
クロアチア	102 円
スロベニア	102 円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	102 円
マケドニア	102 円
イタリア、バチカン	62 円
ルーマニア	102 円
スイス	62 円
チェコ	72 円

スロバキア	72 円
リヒテンシュタイン	62 円
オーストリア	62 円
イギリス	18円
デンマーク	62 円
スウェーデン	62 円
ノルウェー	62 円
ポーランド	72 円
ドイツ	19円
フォークランド諸島	160 円
ベリーズ	115 円
グァテマラ	65 F.
エルサルバドル	85 円
ホンジュラス	85 円
ニカラグア	115 F.
コスタリカ	85 円
パナマ	85 円
サン・ピエール及びミクェロン	78 円
ハイチ	113 円
ペルー	78 F.
メキシコ	78 円
キューバ	113 F.
アルゼンチン	65 F.
ブラジル	29 F
チリ	85 F
コロンビア	85 F
ベネズエラ	85 F
グァドループ島	113 🖰
ボリビア	85 F
ガイアナ	115 円
エクアドル	115 F
フランス領ギアナ	85 F
パラグアイ	85 F
マルチニーク島	83 F
スリナム	160 円
ウルグァイ	85 F
オランダ領アンティール	113 🖰
マレーシア	45 P
オーストラリア、クリスマス島、ココス・キーリング諸島	19 □
インドネシア	44 P
フィリピン	30 円
ニュージーランド	72 ₽
シンガポール	29 円

タイ	36 円
東ティモール	198 円
ノーフォーク島	81 円
ブルネイ	81 円
ナウル	143 円
パプアニューギニア	81 円
トンガ	152 円
ソロモン諸島	204 円
ヴァヌアツ	204 円
フィジー	143 円
パラオ	143 円
クック諸島	204 円
ニウエ	160 円
西サモア	143 円
キリバス	152 円
ニューカレドニア	143 円
ツバル	143 円
フランス領ポリネシア	143 円
トケラウ諸島	160 円
ミクロネシア連邦	81 円
マーシャル諸島	110 円
ロシア連邦	102 円
カザフスタン	102 円
日本(ジャパンモバイル)	24 円
韓国	25 円
ベトナム	107 円
北朝鮮	140 円
香港	25 円
マカオ	81 円
カンボジア	140 円
ラオス	107 円
中国(香港、マカオを除きます。)	29 円
インマルサット	308 円
インマルサットBGAN	308 円
インマルサットBGAN-HSD	686 円
バングラデシュ	107 円
イリジウム	378 円
スラーヤ	273 円
台湾	29 円
トルコ	92 円
インド	107 円
パキスタン	107 円
アフガニスタン	178 円

<del>_</del>	
スリランカ	107 円
ミャンマー	140 円
モルディブ	107 円
レバノン	140 円
ヨルダン	113 円
シリア	113 円
イラク	198 円
クウェート	113 円
サウジアラビア	113 円
イエメン	140 円
オマーン	113 円
アラブ首長国連邦	83 円
イスラエル	83 円
バーレーン	113 円
カタール	113 円
ブータン	107 円
モンゴル	81 円
ネパール	107 円
イラン	198 円
タジキスタン	126 円
トルクメニスタン	130 円
アゼルバイジャン	102 円
ジョージア	126 円
キルギス	187 円
ウズベキスタン	102 円
シントマールテン (オランダ領)	70 円
コソボ共和国	130 円

## d 電話番号案内に係るもの

THE RESIDENCE OF THE PROPERTY		
区分	料金額(税込額)	
電話番号案内に係るもの	1の電話番号案内ごとに 450 円(495 円)	
# 1 この料金は、第4類及び第5類サービスの地域電話番号から発信するものに限ります。 考 2 料金の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準 て取り扱います。		

## e 時報サービスに係るもの

区分	料金額(税込額)
時報サービスに係るもの	180 秒までごとに 7.5円 (8.25円)
	備 この料金は、第4類及び第5類サービスの地域電 考 話番号から発信するものに限ります。

## f (削除)

## g 災害用伝言ダイヤルサービスに係るもの

区分	料金額(税込額)
災害用伝言ダイヤルサービスへの	180 秒までごとに 30 円 (33 円)
通信に係るもの	備 この料金は、第4類及び第5類サービスの地域管
	考 話番号から発信するものに限ります。

## 第2 (削除)

## 第3 (削除)

# 第2表 工事に関する費用 第1 工事費 ① (削除)

- ② (削除)
- ③ 第1種 IP 電話サービスの第4類又は第5類サービスに係るもの

## 1 適用 区 分

区分	内 容			
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる機器工事費において、1の工事ごとに			
	適用します。			
(2) 契約の手続きに	初期登録に係るエ	[事費について適用します。		
係る工事費の適用	7.217 2.11. 1.12			
(3) 電話帳の手続き	電話帳手続きに係 	る手数料について適用します。		
に係る手数料の適用 (4)分割した工事費の	- 1141 11 17		11	
通用		信網約款に定める有線アクセス	·	
/1		、コース7、コース8(プラン		
		きます。)、コース11又はコー		
		第4類又は第5類に限ります。)		
		場合は、その第1種 IP 電話サ		
		タビリティ手数料について、次		
		4金」といいます。) を適用(以	下「分割支払い」といい	
	ます。)します。			
			月額	
	区分	支払回数	分割支払金(税込額)	
	基本工事額	第1種 IP 電話サービスに係	80 円(88 円)	
		る工事が完了した日を含む		
		料金月の翌料金月以降の 34		
		□		
		35 回目又は分割支払い期間	サービス開始に伴う	
		満了前に一括支払いを請求	基本工事額と既に支	
		した場合	払われた分割支払金	
			の合計額の差額	
	番号ポータビ	第1種 IP 電話サービスに係	55 円 (60.5 円)	
	リティ手数料	る工事が完了した日を含む		
		料金月の翌料金月以降の 34		
		回		
		35 回目又は分割支払い期間	サービス開始に伴う	
		満了前に一括支払いを請求	番号ポータビリティ	
		した場合	手数料と既に支払わ	
			れた分割支払金の合	
			計額の差額	

- (1) 分割支払いの期間は、その工事が完了した日を含む料金月の翌料金 月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から 35 か月後の料金月までとします。
- (2) 分割支払いの期間において、その第1種 IP 電話契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を廃止します。この場合において、第1種 IP 電話契約者はサービス開始に伴う基本工事額及び番号ポータビリティ手数料と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ 前項の規定にかかわらず、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。

- (1) 分割支払いの請求をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は 怠るおそれがあるとき。
- (2) 分割支払いの請求をした者が、第1種 IP 電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (4) その他当社が不適当と判断したとき。

ウ 当社は、分割支払金の計算において、その計算結果に1円未満の端数 が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

この場合において、当社がその第1種 IP 電話契約者へ35回目に請求する分割支払金は、サービス開始に伴う基本工事額及び番号ポータビリティ手数料と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額とします。

エ 分割支払いに係る第1種 IP 電話契約者は、第20条(当社が行う第1種 IP 電話契約の解除)に規定する事由に該当したときは、当然に分割支払いに関する債務のうち当該事由が生じた月の翌月分以降の債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとし、サービス開始に伴う基本工事額及び番号ポータビリティ手数料の合計額から既に当社に支払われた分割支払金及び当該事由が生じた月の分割支払金の合計額を控除した残金を当社が定める期日までに支払っていただきます。

オ 当社は、IP 通信網約款に定める有線アクセスサービスのAコース、Bコース、Cコース、Fコース、Hコース、Iコース、Lコース、Mコース、Nコース及びQコースに係る契約と同時に、第1種 IP 電話契約(第4類又は第5類に限ります。)の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、その第1種 IP 電話サービス開始に伴う基本工事額及び番号ポータビリティ手数料について、次表のとおり分割した費用(以下「分割支払金」といいます。)を適用(以下「分割支払い」といいます。)します。

区 分	支払回数	分割支払金 (税込額)
基本工事額	第1種 IP 電話サービスに係	140 円(154 円)
	る工事が完了した日を含む	

т — —			
		料金月の翌料金月以降の1回	
		目	
		第1種 IP 電話サービスに係	130 円(143 円)
		る工事が完了した日を含む	
		料金月の翌々料金月以降の	
		22 回	
		分割支払い期間満了前に一	サービス開始に伴う
		括支払いを請求した場合	基本工事額と既に支
			払われた分割支払金
			の合計額の差額
番号	ポータビ	第1種 IP 電話サービスに係	240 円 (264 円)
リテ	ィ手数料	る工事が完了した日を含む	
		料金月の翌料金月以降の1回	
		目	
		第1種 IP 電話サービスに係	80 円 (88 円)
		る工事が完了した日を含む	
		料金月の翌々料金月以降の	
		22 回	
		分割支払い期間満了前に一	サービス開始に伴う
		括支払いを請求した場合	基本工事額と既に支
			払われた分割支払金
			の合計額の差額

- (1) 分割支払いの期間は、その工事が完了した日を含む料金月の翌料金 月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から 23 か月後の料金月までとします。
- (2) 分割支払いの期間において、その第1種 IP 電話契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を廃止します。この場合において、第1種 IP 電話契約者はサービス開始に伴う基本工事額及び番号ポータビリティ手数料と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
- カ 前項の規定にかかわらず、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。
- (1) 分割支払いの請求をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は 怠るおそれがあるとき。
- (2) 分割支払いの請求をした者が、第1種 IP 電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (4) その他当社が不適当と判断したとき。
- キ 当社は、分割支払金の計算において、その計算結果に1円未満の端数

が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

この場合において、当社がその第1種 IP 電話契約者へ23 回目に請求する分割支払金は、サービス開始に伴う基本工事額及び番号ポータビリティ手数料と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額とします。ク分割支払いに係る第1種 IP 電話契約者は、第20条(当社が行う第1種 IP 電話契約の解除)に規定する事由に該当したときは、当然に分割支払いに関する債務のうち当該事由が生じた月の翌月分以降の債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとし、サービス開始に伴う基本工事額及び番号ポータビリティ手数料の合計額から既に当社に支払われた分割支払金及び当該事由が生じた月の分割支払金の合計額を控除した残金を当社が定める期日までに支払っていただきます。

## 2 工事費の額

## (1) IP 電話サービス関連工事

(1) 11 电时》	<u> </u>	- <b>-</b>	単位	工事費の額 (税込額)
第1種 IP 電話サー	基本工事額	į	1の工事ごとに	3,000 円 (3,300 円)
ビスの第4類サー	発信者番	「通常通知」か		
ビスのもの	号通知の	ら「通常非通知」	1の工事ごとに	0円(0円)
	変更工事	へ変更		
	費	「通常非通知」		
		から「通常通知」	1の工事ごとに	1,000 円(1,100 円)
		〜変更		
	住所の移転	に伴う工事額	1の地域電話番	2,000 円(2,200 円)
			号ごとに	
	電話番号変	更工事費	1の工事ごとに	2,000 円 (2,200 円)
	番号ポータ	ビリティ手数料	1の地域電話番	2,000 円 (2,200 円)
			号ごとに	
	備番号ポ	ータビリティ手数	料については、他社	土利用番号を継続して利用する
	考場合に	支払いを要します	0	
第1種 IP 電話サー	基本工事額	į	1の工事ごとに	3,000 円 (3,300 円)
ビスの第5類サー	発信者番	「通常通知」か	1の工事ごとに	0円(0円)
ビスのもの	号通知の		,	
	変更工事	へ変更		
	費	「通常非通知」	1の工事ごとに	1,000 円(1,100 円)
		から「通常通知」		
		へ変更		
	住所の移転	に伴う工事額	1の地域電話番	2,000 円 (2,200 円)
			号ごとに	
	電話番号変	更工事費	1の工事ごとに	2,000 円 (2,200 円)
	番号ポータ	ビリティ手数料	1の地域電話番	2,000 円(2,200 円)
			号ごとに	
				也社利用番号を継続して利用す
	考る場	合に支払いを要し	ます。	
第1種 IP 電話サー	第1種 IP 電話サービスの種		1の工事ごとに	3,000 円 (3,300 円)
ビスの第4類、第		第4類、第5類の		
5類のもの	いずれかへの変更に限りま			
		う、IP 電話サー		
	ビスの工事	額		

## (2) 付加機能関連工事

(2) 何加機能與連上事				
工事の種類		単位	工事費の額(税込額)	
第1種IP電話	電話帳	50 音別電話帳	1 普通掲載ごと	0円(0円)
サービスの第	掲載手	職業別電話帳	1 普通掲載ごと	2,000 円 (2,200 円)
4類サービス	数料	_	1 重複掲載ごと	2,000 円 (2,200 円)
のもの	発信者番	号表示機能の利	左記項目の1の申込ごとに	1,000 円 (1,100 円)
	用開始に	関する工事	1の工事とします。	
	非通知着	信拒否機能の利	ただし、1の申込に左記の複	
	用開始に	関する工事	数の工事が発生する場合は、	
	迷惑電話	着信拒否機能の	1の工事として適用します。	
	利用開始	に関する工事		
	自動転送	機能の利用開始		
	に関する	工事		
		ェイティング機		
	-	開始に関する工		
	事			
	IP 電話番	・	1の IP 電話番号ごとに1の	1,000 円(1,100 円)
		関する工事	工事とします。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		通知機能の利用	1の工事ごとに	1,000 円(1,100 円)
		する工事		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
第1種 IP 電話	電話帳	50 音別電話帳	1 普通掲載ごと	0円(0円)
サービスの第	掲載手	職業別電話帳	1普通掲載ごと	2,000 円 (2,200 円)
5類サービス	数料	_	1重複掲載ごと	2,000 円 (2,200 円)
のもの	発信者番	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	左記項目の1の申込ごとに	1,000 円(1,100 円)
		関する工事	1の工事とします。	_, , , (_, , , , ,
		信拒否機能の利	ただし、1の申込に左記の複	
	—	関する工事	数の工事が発生する場合は、	
		着信拒否機能の	1の工事として適用します。	
		に関する工事		
		機能の利用開始		
	に関する			
	TD 雷託釆		1 の IP 電話番号ごとに 1 の	1,000 円(1,100 円)
		関する工事	工事とします。	1,000   1 (1,100   1)
		番号追加機能の	1の地域番号ごとに1の工	1,000 円(1,100 円)
		に関する工事	事とします。	2, 000   3 (2, 200   3)
		通知機能の利用	1の工事ごとに	1,000 円(1,100 円)
		する工事		, 1 • (+) + • • 1 • /
	, 47 E DQ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

## 第3表 附帯サービスに関する費用 第1 端末設備に係る費用

214 - 1142116	料金種別	単 位	料金額 (月額)
			(税込額)
(1)IP 電話	契約者回線が IP 通信網約款に定める有線アク	_	_
アダプタ	セスサービス (コース 2 (プラン C 及びプラン		
((2),	Dに限ります。)、コース6、コース7、コー		
(3), (4)	ス8、コース9及びコース10を除きます。)		
以外のもの)	のもの		
	第1種 IP 電話サービスの	1台ごとに	400 円(440 円)
	第4類サービスのもの		
	第1種 IP 電話サービスの	1台ごとに	400 円(440 円)
	第5類サービスのもの		
(2)IP 電話	契約者回線が IP 通信網約款に定める有線アク	_	_
アダプタ(A	セスサービス (コース 2 (プラン C 及びプラン		
t e r mW	Dに限ります。)、コース8(プランC、プラ		
H 8 2 2 N	ンD、プランF及びプランGに限ります。)、		
(EZ))	コース9及びコース10を除きます。) のもの		
	第1種 IP 電話サービスの	1台ごとに	600 円 (660 円)
	第4類サービスのもの		
	第1種 IP 電話サービスの	1台ごとに	600 円 (660 円)
	第5類サービスのもの		
(3)IP 電話	契約者回線が IP 通信網約款に定める有線アク	_	_
アダプタ(A	セスサービス (コース 2 (プラン C 及びプラン		
t e r mW	Dに限ります。)、コース8(プランC、プラ		
H 8 3 2 A	ンD、プランF及びプランGに限ります。)、		
(EZ))	コース9、コース10、Dコース、Eコース、		
	Gコース、Jコース及びKコースを除きます。)		
	のもの		
	第1種 IP 電話サービスの	1台ごとに	500 円(550 円)
	第4類サービスのもの		
	第1種 IP 電話サービスの	1台ごとに	500 円(550 円)
	第5類サービスのもの		
(4)IP 電話	契約者回線が IP 通信網約款に定める有線アク	_	_
アダプタ(A	セスサービス (コース 2 (プラン C 及びプラン		
t e r m B	Dに限ります。)、コース8(プランC、プラ		
H 8 3 2 V	ンD、プランF及びプランGに限ります。)、		
(EZ))	コース9、コース10、Dコース、Eコース、		
	Gコース、Jコース及びKコースを除きます。)		
	のもの		
	第1種 IP 電話サービスの	1台ごとに	450 円(495 円)
	第4類サービスのもの		
	第1種 IP 電話サービスの	1台ごとに	450 円(495 円)
	第5類サービスのもの		
		U	

備 1 当社は、第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類に限り提供します。

2 (2) IP 電話アダプタ (AtermWH822N(EZ)) について、契約者回線が IP 通信網約款に定める有線アクセスサービスのコース6のものは、上記料金額(月額) から 300円(税込み330円) を減額して適用します。ただし、コース6の複数年利用の申出に係る料金の適用を受けているもの、コース7(プランA及びプランBに限ります。)及びコース8のものは、上記料金額(月額)から100円(税込110円)を減額して適用します。

## 第2 端末設備の交換に係る費用

考

	77	カム 端水政 mップ 決に かる 貝川						
	料金種別				斗金種別	単 位	料金額(税込額)	
IP 電話アダプタ 第1種 IP 電話サービスの第		1台ごとに	3,000円 (3,300円)					
4類及び第5				4類及び第5類サービスの				
		<i>₺の</i>						
	備	備 1 当社は、第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約に限り提供します。						
	考							
		費用について、上記料金額に代えて、0 円を適用します。						
		l						

附 則 (平成 15 年 7 月 11 日 E C 発 I N 計第 4 号) (実施期日)

1 この料金表は、平成15年8月11日から実施します。

## (経過措置)

2 平成 15 年 8 月 11 日から平成 15 年 9 月 30 日までの間に第 1 種 IP 電話サービスに係る IP 電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、その IP 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月から起算して 6 ヶ月間の IP 電話サービス契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1 (第 1 種 IP 電話サービスに係るもの) ①基本使用料 2 料金額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区 分	単位	料金額(月額)
基本使用料	1の IP 電話番号ごとに	0円

附 則 (平成 15 年 9 月 24 日 E C 発 I N 計第 41 号) (実施期日)

1 この料金表は、平成15年10月1日から実施します。

## (その他)

2 EC発 I N計第4号 (平成15年7月11日) の附則第2項 (経過措置) 中「平成15年8月11日から平成15年9月30日までの間に」を「平成15年8月11日から平成16年1月31日までの間に」に改めます。

附 則(平成15年12月5日 E C 発 I N 計第99号) (実施期日)

この料金表は、平成15年12月15日から実施します。

附 則 (平成 16 年 1 月 21 日 E C 発 I N計第 120 号) (実施期日)

1 この料金表は、平成16年2月1日から実施します。

(その他)

2 E C 発 I N計第4号 (平成15年7月11日) の附則第2項 (経過措置) 中「平成15年8月11日から平成15年9月30日までの間に」を「平成15年8月11日から平成16年3月31日までの間に」に改めます。

附 則 (平成 16 年 3 月 10 日 I N事計第 155 号) (実施期日)

1 約款は、平成16年4月1日から実施します。

(その他)

2 E C 発 I N計第4号 (平成15年7月11日) の附則第2項 (経過措置) 中「平成15年8月11日から平成15年9月30日までの間に」を「平成15年8月11日から平成16年5月5日までの間に」に改めます。

附 則 (平成16年4月28日第7号)

(実施期日)

約款は、平成16年5月1日から実施します。

附 則 (平成 16 年 5 月 6 日 I N事計第 23 号) (実施期日)

1 約款は、平成16年5月6日から実施します。

(その他)

2 EC発 I N計第4号 (平成15年7月11日) の附則第2項 (経過措置) 中「平成15年8月11日から平成15年9月30日までの間に」を「平成15年8月11日から平成16年5月31日までの間に」に改めます。

附 則 (平成 16 年 5 月 28 日 I N事計第 38 号) (実施期日)

1 約款は、平成16年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成 16 年 6 月 1 日から平成 16 年 8 月 31 日までの間に第 1 種 IP 電話サービスに係る IP 電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、その IP 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月から起算して 6 ヶ月間の IP 電話サービス契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1 (第 1 種 IP 電話サービスに係るもの)①基本使用料 2 料金額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

月額

区 分	単位	料金額(税込額)
基本使用料	1の IP 電話番号ごとに	0円 (0円)

3 平成16年6月1日から平成16年8月31日までの間に第1種IP電話サービスに係るIP電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、そのIP電話サービスに係る契約の手続きに係る工事費について、料金表第2表(工事費に関する費用)2工事費の額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区 分	単位	工事の額(税込額)
契約の手続きに係る工事費	1の工事ごとに	0円 (0円)

附 則 (平成 16 年 8 月 27 日 通企第 40 号)

(実施期日)

1 約款は、平成16年9月1日から実施します。

(その他)

- 2 I N事計第 38 号 (平成 16 年 5 月 28 日) の附則第 2 項 (経過措置) 中「平成 16 年 6 月 1 日から平成 16 年 8 月 31 日までの間に」を「平成 16 年 6 月 1 日から平成 16 年 10 月 31 日までの間に」に改めます。
- 3 I N事計第 38 号 (平成 16 年 5 月 28 日) の附則第 3 項 (経過措置) 中「平成 16 年 6 月 1 日から平成 16 年 8 月 31 日までの間に」を「平成 16 年 6 月 1 日から平成 16 年 10 月 31 日までの間に」に改めます。

附 則 (平成 16 年 10 月 26 日 通企第 82 号) (実施期日) 1 約款は、平成16年11月1日から実施します。

#### (経過措置)

2 平成 16 年 11 月 1 日から平成 17 年 1 月 31 日までの間に第 1 種 1P 電話サービスに係る (ADSLT) アクセスサービスのものは除きます) 1P 電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、その 1P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月から起算して 13 ヶ月間の 1P 電話サービス契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1 (第 1 種 1P 電話サービスに係るもの)①基本使用料 2 料金額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

月額

区 分	単位	料金額(税込額)
基本使用料	1の IP 電話番号ごとに	0円 (0円)

3 平成 16 年 11 月 1 日から平成 17 年 1 月 31 日までの間に第 1 種 IP 電話サービスに係る (有線アクセスサービスのものは除きます) IP 電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、その IP 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月から起算して 6 ヶ月間の IP 電話サービス契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1 (第 1 種 IP 電話サービスに係るもの)①基本使用料 2 料金額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

月額

区 分	単位	料金額(税込額)
基本使用料	1の IP 電話番号ごとに	0円 (0円)

4 平成 16 年 11 月 1 日から平成 17 年 1 月 31 日までの間に第 1 種 IP 電話サービスに係る IP 電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、その IP 電話サービスに係る契約の手続きに係る工事費について、料金表第 2 表(工事費に関する費用) 2 工事費の額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区 分	単位	工事の額(税込額)
契約の手続きに係る工事費	1の工事ごとに	0円 (0円)

- 附 則 (平成 16 年 12 月 24 日 通企第 116 号) (実施期日)
- 1 約款は、平成17年1月1日から実施します。
- 附 則(平成17年1月12日 通企第134号) (実施期日)
- 1 約款は、平成17年1月14日から実施します。
- 附 則(平成17年1月24日 通企第139号) (実施期日)
- 1 約款は、平成17年2月1日から実施します。

#### (経過措置)

2 平成 17 年 2 月 1 日から平成 17 年 2 月 28 日までの間に第 1 種 IP 電話サービスに係る(A D S L アクセスサービスのものは除きます)IP 電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、その IP 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月から起算して 13 ヶ月間の IP 電話サービス契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1 (第 1 種 IP 電話サービスに係るもの)①基本使用料 2 料金額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

月額

区 分	単位	料金額(税込額)
基本使用料	1の IP 電話番号ごとに	0円 (0円)

3 平成 17 年 2 月 1 日から平成 17 年 2 月 28 日までの間に第 1 種 IP 電話サービスに係る(有線アクセスサービスのものは除きます)IP 電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、その IP 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月から起算して 6 ヶ月間の IP 電話サービス契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1(第 1 種 IP 電話サービスに係るもの)①基本使用料 2 料金額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

月額

区 分	単 位	料金額(税込額)
基本使用料	1の IP 電話番号ごとに	0円(0円)

4 平成17年2月1日から平成17年2月28日までの間に第1種IP電話サービスに係るIP電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、そのIP電話サービスに係る契約の手続きに係る工事費について、料金表第2表(工事費に関する費用)2工事費の額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

	区 分	単位	工事の額(税込額)
契	R約の手続きに係る工事費	1の工事ごとに	0円(0円)

附 則 (平成 17 年 2 月 17 日 通企第 155 号) (実施期日)

1 約款は、平成17年3月1日から実施します。

#### (経過措置)

2 平成 17 年 3 月 1 日から平成 17 年 5 月 31 日までの間に第 1 種 IP 電話サービスに係る IP 電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、その IP 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月から起算して 6 ヶ月間の IP 電話サービス契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1 種 IP 電話サービスに係るもの)①基本使用料 2 料金額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

月額

区 分	単 位	料金額(税込額)
基本使用料	1の IP 電話番号ごとに	0円(0円)

3 平成17年3月1日から平成17年5月31日までの間に第1種IP電話サービスに係るIP電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、そのIP電話サービスに係る契約の手続きに係る工事費について、料金表第2表(工事費に関する費用)2工事費の額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区 分	単 位	工事の額(税込額)
契約の手続きに係る工事費	1の工事ごとに	0円 (0円)

附 則(平成17年5月18日 通企第16号) (実施期日)

1 約款は、平成17年5月27日から実施します。

## (経過措置)

2 平成 17年5月27日から平成17年5月31日までの間に第1種IP電話サービスの第2類サービスに係るIP電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、そのIP電話サービスの提供を開始した日から起算して12ヶ月間のIP電話サービス契約に係る利用料について、料金表第1表(料金)第1(第1種IP電話サービスに係るもの)2料金額(1)基本使用料に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

月額

			7 1
	区分	単位	料金額(税込額)
基本使用料	第2類サービスのもの	1の IP 電話番号及び1の	0円 (0円)
		地域電話番号ごとに	

3 平成17年5月27日から平成17年5月31日までの間に第1種IP電話サービスの第2類サービス に係るIP電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、そのIP電話サービスに係る契 約の手続きに係る工事費について、料金表第2表(工事費に関する費用)2工事費の額に規定する額 に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区 分		単位	工事の額 (税込額)
第1種 IP 電話サービスの	基本工事費	1の工事ごとに	0円(0円)
第2類サービスのもの			

4 平成 17 年 5 月 27 日から平成 17 年 5 月 31 日までの間に第 1 種 IP 電話サービスの第 2 類サービスに係る IP 電話契約の申込と当社 IP 通信網サービス契約の有線アクセスサービス(コース 1 及びコース 5 のプランAに限ります。)に係る IP 通信網サービス契約の申込を同時に行い、当社がその両契約の申込を承諾した場合は、その IP 電話サービスの提供を開始した日から起算して  $12 \, \gamma$  月間の IP 電話サービス契約に係る利用料について、料金表第 3 表(付帯サービスに関する費用)第 1(端末設備に係る費用)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

月額

料 金 種 別	単位	料金額(税込額)
IP 電話アダプタ	1台ごとに	0円(0円)

附 則 (平成 17 年 5 月 26 日 通企第 31 号) (実施期日)

1 約款は、平成17年6月1日から実施します。

#### (経過措置)

2 平成17年6月1日から平成17年8月31日までの間に第1種IP電話サービスに係るIP電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、そのIP電話サービスの提供を開始した日から起算して6ヶ月間のIP電話サービス契約に係る利用料について、料金表第1表(料金)第1(第1種IP電話サービスに係るもの)2料金額(1)基本使用料に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

月額

	区 分	単位	料金額(税込額)
基本使用料	第1類サービスのもの	1の IP 電話番号ごとに	0円(0円)
	第2類サービスのもの	1の IP 電話番号及び1の	0円 (0円)
		地域電話番号ごとに	

3 平成17年6月1日から平成17年8月31日までの間に第1種IP電話サービスに係るIP電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、そのIP電話サービスに係る契約の手続きに係る工

事費について、料金表第2表(工事費に関する費用)2工事費の額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

_	17 0 11 显似已经710 5 7 8			
	区 分		単 位	工事の額(税込額)
	第1種 IP 電話サービスの	契約の手続きに係	1の工事ごとに	0円(0円)
	第2類サービス以外のも	る工事費		
	$\mathcal{O}$			
	第1種 IP 電話サービスの	基本工事額	1の工事ごとに	0円(0円)
	第2類サービスのもの			

4 平成17年6月1日から平成17年8月31日までの間に第1種IP電話サービスに係るIP電話契約の申込と当社IP通信網サービス契約の有線アクセスサービス(コース1及びコース5のプランAに限ります。)に係るIP通信網サービス契約の申込を同時に行い、当社がその両契約の申込を承諾した場合は、そのIP電話サービスの提供を開始した日から起算して6ヶ月間のIP電話サービス契約に係る利用料について、料金表第3表(付帯サービスに関する費用)第1(端末設備に係る費用)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

月額

料 金 種 別	単 位	料金額(税込額)
IP 電話アダプタ	1 台ごとに	0円 (0円)

附 則(平成17年8月25日 営企第27号) (実施期日)

1 約款は、平成17年9月1日から実施します。

(その他)

2 通企第 31 号(平成 17 年 5 月 26 日)の附則第 2 項、第 3 項、第 4 項(経過措置)中「平成 17 年 6 月 1 日から平成 17 年 8 月 31 日までの間に」を「平成 17 年 6 月 1 日から平成 17 年 10 月 31 日までの間に」に改めます。

附 則 (平成 17 年 10 月 18 日 営企第 55 号) (実施期日)

1 約款は、平成17年11月1日から実施します。

## (経過措置)

2 平成 17 年 11 月 1 日から平成 18 年 1 月 31 日までの間に第 1 種 IP 電話サービス (第 1 類サービス に限ります。) に係る IP 電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、その IP 電話サービスの提供を開始した日から起算して 6 ヶ月間の IP 電話サービス契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1 (第 1 種 IP 電話サービスに係るもの) 2 料金額(1)基本使用料(第 1 類サービスのもの)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

月額

	区 分	単 位	工事の額 (税込額)
基本使用料	第1類サービスのもの	1の IP 電話番号ごとに	0円(0円)

(その他)

3 通企第 31 号 (平成 17 年 5 月 26 日) の附則第 3 項、第 4 項 (経過措置) 中「平成 17 年 6 月 1 日から平成 17 年 8 月 31 日までの間に」を「平成 17 年 6 月 1 日から平成 18 年 1 月 31 日までの間に」に、「6 ヶ月間」を「12 ヶ月間」に改めます。

附 則 (平成 17 年 11 月 8 日 営企第 62 号) (実施期日)

1 約款は、平成17年11月15日から実施します。

附 則 (平成 18 年 1 月 31 日 営企第 106 号) (実施期日)

1 約款は、平成18年2月1日から実施します。

(その他)

- 2 営企第 55 号(平成 17 年 10 月 18 日)の附則第 2 項(経過措置)中「平成 17 年 11 月 1 日から平成 18 年 1 月 31 日までの間に」を「平成 17 年 11 月 1 日から平成 18 年 5 月 31 日までの間に」に改めます。
- 3 通企第 31 号 (平成 17 年 5 月 26 日) の附則第 3 項、第 4 項 (経過措置) 中「平成 17 年 6 月 1 日から平成 18 年 1 月 31 日までの間に」を「平成 17 年 6 月 1 日から平成 18 年 5 月 31 日までの間に」に、「6 ヶ月間」を「12 ヶ月間」に改めます。

附 則 (平成 18 年 5 月 26 日 営企第 15 号) (実施期日)

1 約款は、平成18年6月1日から実施します。

## (経過措置)

2 平成 18 年 6 月 1 日から平成 18 年 8 月 31 日までの間に第 1 種 1P 電話サービス(第 1 類サービスに限ります。)に係る 1P 電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、その 1P 電話サービスの提供を開始した日から起算して 6 ヶ月間の 1P 電話サービス契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1 (第 1 種 1P 電話サービスに係るもの) 2 料金額(1)基本使用料(第 1 類サービスのもの)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

月額

	区 分	単位	工事の額 (税込額)
基本使用料	第1類サービスのもの	1の IP 電話番号ごとに	0円(0円)

3 平成 18 年 6 月 1 日から平成 18 年 8 月 31 日までの間に第 1 種 IP 電話サービスに係る IP 電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、その IP 電話サービスに係る契約の手続きに係る工事費について、料金表第 2 表(工事に関する費用) 2 工事費の額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区 分		単位	工事の額 (税込額)
第1種 IP 電話サービスの	契約の手続きに係	1の工事ごとに	0円(0円)
第2類サービス以外のも	る工事費		
の			
第1種 IP 電話サービスの	基本工事額	1の工事ごとに	0円(0円)
第2類サービスのもの			

4 平成18年6月1日から平成18年8月31日までの間に第1種IP電話サービスに係るIP電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、そのIP電話サービスの提供を開始した日から起算して12ヶ月間のIP電話サービス契約に係る利用料について、料金表第3表(付帯サービスに関する

費用) 第1(端末設備に係る費用)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

月額

料 金 種 別	単 位	料金額(税込額)
IP 電話アダプタ	1台ごとに	0円(0円)

附 則 (平成 18 年 6 月 28 日 営企第 38 号) (実施期日)

1 約款は、平成18年7月1日から実施します。

附 則(平成18年8月25日 営企第60号) (実施期日)

1 約款は、平成18年9月1日から実施します。

(その他)

2 営企第 15 号(平成 18 年 5 月 26 日)の附則第 2 項、第 3 項、第 4 項(経過措置)中「平成 18 年 6 月 1 日から平成 18 年 8 月 31 日までの間に」を「平成 18 年 6 月 1 日から平成 18 年 10 月 31 日までの間に」に改めます。

附 則(平成18年10月30日 営企第89号) (実施期日)

1 約款は、平成18年11月1日から実施します。

## (経過措置)

2 平成 18 年 11 月 1 日から平成 19 年 1 月 31 日までの間に第 1 種 IP 電話サービス (第 2 類サービス に限ります。) に係る IP 電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、その IP 電話サービスに係る契約の手続きに係る工事費について、料金表第 2 表(工事に関する費用) 2 工事費の額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区 分		単 位	工事の額(税込額)
第1種 IP 電話サービスの	基本工事額	1の工事ごとに	0円(0円)
第2類サービスのもの			

(その他)

3 営企第15号(平成18年5月26日)の附則第4項(経過措置)中「平成18年6月1日から平成18年8月31日までの間」を「平成18年6月1日から平成19年1月31日までの間」に改めます。

附 則 (平成 18 年 11 月 29 日 営企第 99 号) (実施期日)

1 約款は、平成18年12月1日から実施します。

附 則 (平成 19 年 1 月 26 日 営企第 107 号) (実施期日)

1 約款は、平成19年2月1日から実施します。

(その他)

2 営企第89号(平成18年10月30日)の附則第2項(経過措置)中「平成18年11月1日から平

成19年1月31日までの間|を「平成18年11月1日から平成19年5月31日までの間|に改めます。

3 営企第15号(平成18年5月26日)の附則第4項(経過措置)中「平成18年6月1日から平成18年8月31日までの間」を「平成18年6月1日から平成19年5月31日までの間」に改めます。

附 則 (平成 19年 5月 25日 営企第 19号)

(実施期日)

1 約款は、平成19年6月1日から実施します。

(その他)

- 2 営企第89号(平成18年10月30日)の附則第2項(経過措置)中「平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間」を「平成18年11月1日から平成19年8月31日までの間」に改めます。
- 3 営企第15号(平成18年5月26日)の附則第4項(経過措置)中「平成18年6月1日から平成18年8月31日までの間」を「平成18年6月1日から平成19年8月31日までの間」に改めます。

附 則 (平成 19 年 8 月 20 日 営企第 43 号)

(実施期日)

1 約款は、平成19年9月1日から実施します。

(その他)

- 2 営企第89号 (平成18年10月30日)の附則第2項 (経過措置)中「平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間」を「平成18年11月1日から平成19年10月31日までの間」に改めます。
- 3 営企第15号(平成18年5月26日)の附則第4項(経過措置)中「平成18年6月1日から平成18年8月31日までの間」を「平成18年6月1日から平成19年10月31日までの間」に改めます。

附 則 (平成 19年 10月 23日 営企第 77号)

(実施期日)

1 約款は、平成19年9月1日から実施します。

(その他)

- 2 営企第89号 (平成18年10月30日)の附則第2項 (経過措置)中「平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間」を「平成18年11月1日から平成20年1月31日までの間」に改めます。
- 3 営企第15号(平成18年5月26日)の附則第4項(経過措置)中「平成18年6月1日から平成18年8月31日までの間」を「平成18年6月1日から平成20年1月31日までの間」に改めます。

附 則 (平成 19 年 12 月 18 日 営企第 101 号) (実施期日)

1 約款は、平成20年1月1日から実施します。

附 則(平成20年1月22日 営企第118号) (実施期日)

1 約款は、平成20年2月1日から実施します。

(その他)

- 2 営企第89号 (平成18年10月30日)の附則第2項 (経過措置)中「平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間」を「平成18年11月1日から平成20年5月31日までの間」に改めます。
- 3 営企第15号(平成18年5月26日)の附則第4項(経過措置)中「平成18年6月1日から平成18年8月31日までの間」を「平成18年6月1日から平成20年5月31日までの間」に改めます。

附 則 (平成 20 年 5 月 30 日 営企第 22 号) (実施期日)

- 1 約款は、平成20年6月1日から実施します。
- 2 平成 20 年 6 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの間に第 1 種 IP 電話サービスに係る IP 電話契約の申込と当社 IP 通信網サービス契約の有線アクセスサービス (コース 1 及びコース 5 のカテゴリー 2 に限ります。) に係る IP 通信網サービス契約の申込 (カテゴリー 1 からカテゴリー 2 への変更、又はコース変更の申込は除きます。) を同時に行い、当社がその両契約の申込を承諾した場合は、その IP 電話サービスの提供を開始した日から起算して 12 ヶ月間の IP 電話サービス契約に係る利用料について、料金表第 3 表(付帯サービスに関する費用)第 1(端末設備に係る費用)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

月額

料 金 種 別	単 位	料金額(税込額)
IP 電話アダプタ	1台ごとに	0円 (0円)

附 則(平成20年10月27日 IN事第137号) (実施期日)

1 約款は、平成20年11月1日から実施します。

# (経過措置)

- 2 営企第22号(平成20年6月1日)の附則第2項中「平成20年6月1日から平成20年10月31日までの間」を「平成20年6月1日から平成21年1月31日までの間」に改めます。
- 3 平成 20 年 11 月 1 日から平成 21 年 1 月 31 日までの間に第 1 種 IP 電話サービス (第 2 類サービス に限ります。) に係る IP 電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、その IP 電話サービスに係る契約の手続きに係る工事費について、料金表第 2 表(工事に関する費用) 2 工事費の額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区分		単位	工事の額 (税込額)
第1種 IP 電話サービスの	基本工事額	1の工事ごとに	0円(0円)
第2類サービスのもの			

附 則 (平成 21 年 1 月 19 日 IN 事第 244 号) (実施期日)

1 約款は、平成21年2月1日から実施します。

附 則 (平成 21 年 1 月 21 日 IN 事第 245 号) (実施期日) 1 約款は、平成21年2月1日から実施します。

### (経過措置)

- 2 営企第22号(平成20年5月30日)の附則第2項中「平成20年6月1日から平成20年10月31日までの間」を「平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間」に改めます。
- 3 IN 事第 137 号(平成 20 年 10 月 27 日)の附則第 3 項(経過措置)中「平成 20 年 11 月 1 日から平成 21 年 1 月 31 日までの間」を「平成 20 年 11 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの間」に改めます。

附 則 (平成21年5月25日 イ企第31号)

(実施期日)

1 約款は、平成21年6月1日から実施します。

# (経過措置)

- 2 営企第22号(平成20年5月30日)の附則第2項中「平成20年6月1日から平成20年10月31日までの間」を「平成20年6月1日から平成21年9月30日までの間」に改めます。
- 3 IN 事第 137 号(平成 20 年 10 月 27 日)の附則第 3 項(経過措置)中「平成 20 年 11 月 1 日から平成 21 年 1 月 31 日までの間」を「平成 20 年 11 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

附 則 (平成21年9月25日イ企第152号)

(実施期日)

1 約款は、平成21年10月1日から実施します。

# (経過措置)

- 2 営企第 22 号 (平成 20 年 5 月 30 日) の附則第 2 項中「平成 20 年 6 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの間」を「平成 20 年 6 月 1 日から平成 21 年 11 月 30 日までの間」に改めます。
- 3 IN 事第 137 号 (平成 20 年 10 月 27 日) の附則第 3 項 (経過措置) 中「平成 20 年 11 月 1 日から 平成 21 年 1 月 31 日までの間」を「平成 20 年 11 月 1 日から平成 21 年 11 月 30 日までの間」に改めます。

附 則 (平成21年11月26日イ総第57号)

(実施期日)

- 1 約款は、平成21年12月1日から実施します。
- 附 則 (平成21年11月27日イ企第221号)

# (実施期日)

1 約款は、平成21年12月1日から実施します。

### (経過措置)

2 平成 21 年 12 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までの間に第 1 種 IP 電話サービスに係る IP 電話契約の申込と当社 IP 通信網サービス契約の有線アクセスサービス (コース 1 及びコース 5 のカテゴリー 2 に限ります。) に係る IP 通信網サービス契約の申込(カテゴリー 1 からカテゴリー 2 への変

更、又はコース変更の申込は除きます。)を同時に行い、当社がその両契約の申込を承諾した場合は、その IP 電話サービスの提供を開始した日から起算して 12 ヶ月間の IP 電話サービス契約に係る利用料について、料金表第3表(付帯サービスに関する費用)第1(端末設備に係る費用)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

<b>*</b>	斗金種別	単位	料金額(月額)(税込額)
IP 電話アダプタ	第1種 IP 電話サービスの第 4類サービスのもの	1台ごとに	0円(0円)

3 平成21年12月1日から平成22年5月31日までの間に第1種IP電話サービス(第4類サービスに限ります。)に係るIP電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、そのIP電話サービスに係る契約の手続きに係る工事費について、料金表第2表(工事に関する費用)2工事費の額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区 分		単位	工事の額(税込額)
第1種 IP 電話サービスの	基本工事額	1の工事ごとに	0円(0円)
第4類サービスのもの			

- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 21 年 12 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までの間に行った場合 (その申込に係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、本附則第 2 項、第 3 項(経過措置)の規定を適用しません。
- 5 第1種 IP 電話サービスの第1類及び第2類サービスの契約申込の受け付けを終了します。
- 附 則 (平成22年1月25日 イ企第310号)

# (実施期日)

1 約款は、平成22年2月1日から実施します。

附 則(平成22年2月1日 イ総第82号 平成22年2月4日 イ総第84号)

### (実施期日)

1 約款は、平成22年2月9日から実施します。

### (契約の移行)

- 2 この附則実施の前日において契約中の第1種 IP 電話契約の第2類契約については、この附則実施の日をもって、すべて第1種 IP 電話契約の第4類契約に移行するものとします。
- 3 前項による第1種 IP 電話契約の第2類契約から第4類契約への移行に際し、その契約者から別段の申出がない限り、この附則実施の際に、移行前の第1種 IP 電話契約の第2類契約において次の表の左欄に掲げる付加機能の提供を受けていた契約については、移行後の第1種 IP 電話契約の第4類契約において、これらに対応する同表の右欄に掲げる付加機能の提供を受ける契約に移行するものとします。

第1種 IP 電話契約の第2類契約の付加機能	第1種 IP 電話契約の第4類契約の付加機能	
(移行前)	(移行後)	
b 特定番号通知機能	g 特定番号通知機能	
c 非通知着信拒否機能	c 非通知着信拒否機能	
d 特定番号着信拒否機能	d 迷惑電話着信拒否機能	
e コールウェイティング機能	f コールウェイティング機能	
発信者番号表示機能(標準オプション)	b 発信者番号表示機能	
IP 電話番号追加機能(プラス050)	i IP 電話番号追加機能(プラス050)	
(標準オプション)	1 11 电前省ケビ加機能(ノノヘU30)	

# (契約の移行に関する経過措置)

4 この附則実施の際に、その移行前の第1種IP電話契約の第2類契約に関して、イ企第31号(平成21年5月25日)の附則第2項により改正後の営企第22号(平成20年5月30日)の附則第2項の適用を受けている契約者のうち、その第1種IP電話契約の第2類サービスの提供を開始した日から起算して12ヶ月が経過していない契約者については、第2項により第1種IP電話契約の第2類契約から第4類契約に移行した契約に関して、その第2類サービスの提供を開始した日から起算して12ヶ月が経過する日まで、IP電話サービス契約に係る料金ついて、料金表第3表(付帯サービスに関する費用)第1(端末設備に係る費用)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

月額

H	斗金種別	単 位	料金額(税込額)
IP 電話アダプタ	第1種 IP 電話サービスの第 4類サービスのもの	1台ごとに	0円(0円)

5 第2項及び第3項による第1種 IP 電話契約の第2類契約から第4類契約への移行に際して、IP 電話サービスに係る契約の手続きに係る工事費は、申し受けません。

6 第2項及び第3項により第1種 IP 電話契約の第2類契約から第4類契約に移行した契約については、この附則実施の日から平成22年8月31日までの間、IP 電話サービス契約に係る付加機能使用料について、料金表第1表(料金)第1 (第1種 IP 電話サービスに係るもの)2 (料金額)(2)(付加機能使用料)ウ(第4類サービスのもの)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

### b 発信者番号表示機能

月額

区分	単 位	料金額(税込額)
契約者回線へ通知される発信電気通信番号等を 表示することができる機能をいいます。	1の契約ごと	0円(0円)

# i IP 電話番号追加機能(プラス050)

月額

区 分	単 位	料金額(税込額)
IP 電話番号を付与する機能	1の IP 電話 番号ごとに	0円 (0円)

7 第2項及び第3項により第1種 IP 電話契約の第2類契約から第4類契約に移行した際に、前項に定める付加機能(発信者番号表示機能、及び IP 電話番号追加機能(プラス050)に限ります。)が付加される契約については、当社が別に定める期日までに当社が別に定める方法により、付加機能の継続について申出をいただきます。当社が別に定める期日までに、当該第1種 IP 電話契約の第4類契約者から当該付加機能の継続の申出がないときは、前項に定める付加機能サービスの廃止の申込があったものとみなします。

なお、この場合、当該付加機能サービスの廃止の期日は、平成22年8月31日といたします。

# (料金その他の債務に関する経過措置)

- 8 第2項及び第3項による第1種 IP 電話契約の第2類契約から第4類契約への移行に際し、その移行月の IP 電話サービスの料金については、この附則実施の前日をもって移行前の第2類契約の解除があり、また、この附則実施の日をもって移行後の第4類契約による IP 電話サービスの提供の開始があったものとして、移行前後の契約ごとにそれぞれ日割りにより計算し請求いたします。
- 9 この附則の実施前に、従前の約款に基づき生じた電気通信サービスの料金その他の債務については、従前のとおりとします。

# (損害賠償に関する経過措置)

- 10 この附則の実施前に、第1種 IP 電話契約の第2類契約に係る事由により生じた損害賠償については、第2項による第4類契約の移行後もなお、従前のとおりとします。
- 11 第2項及び第3項により、第1種 IP 電話契約の第2類契約から第4類契約に移行した契約について、その契約者から第7項に定める付加機能(発信者番号表示機能、及び IP 電話番号追加機能(プラス050)に限ります。)の継続の申出がなく、同付加機能が廃止したことに伴い当該第1種 IP 電話契約の第4類契約者に損害が生じても、当社は一切その賠償の責めを負わないものとします。
- 12 第2項及び第3項により第1種 IP 電話契約の第2類契約から第4類契約に移行した契約について、第13条の3 (発信者番号通知) 第4項第2号の規定は、当社が別に定める期日まで適用い

たしません。

附 則(平成22年3月18日 7総第 106 号)

# (実施期日)

1 約款は、平成22年4月1日から実施します。

### (経過措置)

2 平成22年5月1日から平成22年9月30日までの間に第1種IP電話契約の第4類サービスに係る発信者電話番号通知において、通常通知又は、通常非通知へ変更の請求があり、当社がその申込を承諾した場合は、その発信者電話番号通知に係る変更工事費について、料金表第2表(工事に関する費用)2工事費の額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

	区 分		単 位	工事の額 (税込額)
第1種 IP 電話サービ スの第4類サービス のもの	発信者番号通知 の変更工事費	「通常非通知」から「通常通知」へ 変更	1の工事ご とに	0円(0円)

附 則 (平成22年5月25日 イ企第53号)

### (実施期日)

1 約款は、平成22年6月1日から実施します。

- 2 イ企第 221 号 (平成 21 年 11 月 27 日) の附則第 2 項中「平成 21 年 12 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までの間」を「平成 21 年 12 月 1 日から平成 22 年 7 月 31 日までの間」に改めます。
- 3 イ企第 221 号 (平成 21 年 11 月 27 日) の附則第 3 項 (経過措置) 中「平成 21 年 12 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までの間」を「平成 21 年 12 月 1 日から平成 22 年 7 月 31 日までの間」に 改めます。
- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成22年6月1日から平成22年7月31日までの間に行った場合は、本附則第2項、第3項(経過措置)の規定を適用しません。

附 則 (平成22年7月27日 イ企第135号)

### (実施期日)

1 約款は、平成22年8月1日から実施します。

### (経過措置)

2 平成22年8月1日から平成22年11月30日までの間に第1種IP電話サービスに係るIP電話契約の申込と当社IP通信網サービス契約の有線アクセスサービス(コース1のカテゴリー2若しくはカテゴリー3、又はコース5のカテゴリー2若しくはカテゴリー3に限ります。)に係るIP通信網サービス契約の申込(カテゴリー1からカテゴリー2若しくはカテゴリー3への変更の申込、又はコース変更の申込は除きます。)を同時に行い、当社がその両契約の申込を承諾した場合は、そのIP電話サービスの提供を開始した日から起算して12ヶ月間のIP電話サービス契約に係る利用料について、料金表第3表(付帯サービスに関する費用)第1(端末設備に係る費用)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

料金額(月額)(税込額)
0円(0円)

3 平成22年8月1日から平成22年11月30日までの間に第1種IP電話サービス(第4類サービスに限ります。)に係るIP電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、そのIP電話サービスに係る契約の手続きに係る工事費について、料金表第2表(工事に関する費用)2工事費の額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区 分		単位	工事の額 (税込額)
第1種 IP 電話サービスの	基本工事額	1の工事ごとに	0円(0円)
第4類サービスのもの			

- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成22年8月1日から平成22年11月30日までの間に行った場合は、本附則第2項、第3項(経過措置)の規定を適用しません。
- 附 則 (平成22年11月24日 イ企第288号)

### (実施期日)

1 約款は、平成22年12月1日から実施します。

- 2 イ企第 135 号 (平成 22 年 7 月 27 日) の附則第 2 項中「平成 22 年 8 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間」を「平成 22 年 8 月 1 日から平成 23 年 2 月 28 日までの間」に改めます。
- 3 イ企第 135 号 (平成 22 年 7 月 27 日) の附則第 3 項 (経過措置) 中「平成 22 年 8 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間」を「平成 22 年 8 月 1 日から平成 23 年 2 月 28 日までの間」に改めます。

- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成22年12月1日から平成23年2月28日までの間に行った場合は、本附則第2項、第3項(経過措置)の規定を適用しません。
- 附 則 (平成23年1月7日 イ総第122号)

#### (実施期日)

- 1 約款は、平成23年2月1日から実施します。
- 附 則 (平成23年2月24日 イ企第412号)

#### (実施期日)

1 約款は、平成23年3月1日から実施します。

#### (経過措置)

- 2 イ企第 135 号 (平成 22 年 7 月 27 日) の附則第 2 項 (経過措置) 中「平成 22 年 8 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間」を「平成 22 年 8 月 1 日から平成 23 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 3 イ企第135号 (平成22年7月27日)の附則第3項 (経過措置)中「平成22年8月1日から平成22年11月30日までの間」を「平成22年8月1日から平成23年5月31日までの間」に改めます。
- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成23年3月1日から平成23年5月31日までの間に行った場合は、本附則第2項、第3項(経過措置)の規定を適用しません。
  - 附 則 (平成23年3月29日 イ総第168号)

# (実施期日)

- 1 約款は、平成23年4月1日から実施します。
- 附 則 (平成23年5月25日 電戦第017号)

# (実施期日)

1 約款は、平成23年6月1日から実施します。

# (経過措置)

2 平成23年6月1日から平成23年7月31日までの間に第1種IP電話サービスに係るIP電話契約の申込と当社IP通信網サービス契約の有線アクセスサービス(コース1のカテゴリー2若しくはカテゴリー3、又はコース5のカテゴリー2若しくはカテゴリー3に限ります。)に係るIP通信網サービス契約の申込(カテゴリー又はコースの変更の申込は除きます。)を同時に行い、当社がその両契約の申込を承諾した場合は、そのIP電話サービスの提供を開始した日から起算して12ヶ月間のIP電話サービス契約に係る利用料について、料金表第3表(付帯サービスに関する費用)

第1 (端末設備に係る費用) に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

)	料金種別	単 位	料金額(月額)(税込額)
IP 電話アダプタ	第1種 IP 電話サービスの第 4類サービスのもの	1台ごとに	0円(0円)
	第1種 IP 電話サービスの第 5類サービスのもの	1台ごとに	0円(0円)

3 平成23年6月1日から平成23年7月31日までの間に第1種IP電話サービス(第4類又は第5類サービスに限ります。)に係るIP電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、そのIP電話サービスに係る契約の手続きに係る工事費について、料金表第2表(工事に関する費用)2工事費の額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区分		単位	工事の額 (税込額)
第1種 IP 電話サービスの	基本工事額	1の工事ごとに	0円(0円)
第4類サービスのもの			
第1種 IP 電話サービスの	基本工事額	1の工事ごとに	0円(0円)
第5類サービスのもの			

4 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 23 年 6 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項(経過措置)の規定を適用しません。

附 則 (平成23年7月21日 電戦第032号)

### (実施期日)

1 約款は、平成23年8月1日から実施します。

# (経過措置)

- 2 電戦第 017 号 (平成 23 年 6 月 1 日) の附則第 2 項 (経過措置) 中「平成 23 年 6 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までの間」を「平成 23 年 6 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日までの間」に改めます。
- 3 電戦第 017 号 (平成 23 年 6 月 1 日) の附則第 3 項 (経過措置) 中「平成 23 年 6 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までの間」を「平成 23 年 6 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日までの間」に改めます。
- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 23 年 8 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項(経過措置)の規定を適用しません。

附 則 (平成23年11月14日 電戦第064号)

### (実施期日)

1 約款は、平成23年12月1日から実施します。

### (経過措置)

- 2 電戦第 017 号 (平成 23 年 5 月 25 日) の附則第 2 項 (経過措置) 中「平成 23 年 6 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までの間」を「平成 23 年 6 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までの間」に改めます。
- 3 電戦第 017 号 (平成 23 年 5 月 25 日) の附則第 3 項 (経過措置) 中「平成 23 年 6 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までの間」を「平成 23 年 6 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までの間」に改めます。
- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成23年12月1日から平成24年2月29日までの間に行った場合は、本附則第2項、第3項(経過措置)の規定を適用しません。
- 附 則 (平成 23 年 12 月 20 日 電戦第 072 号) (実施期日)
- 1 約款は、平成24年1月1日から実施します。
- 附 則 (平成24年2月16日 電戦第086号)

### (実施期日)

1 約款は、平成24年3月1日から実施します。

- 2 電戦第 017 号(平成 23 年 5 月 25 日)の附則第 2 項(経過措置)中「平成 23 年 6 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までの間」を「平成 23 年 6 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 3 電戦第 017 号 (平成 23 年 5 月 25 日) の附則第 3 項 (経過措置) 中「平成 23 年 6 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までの間」を「平成 23 年 6 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 24 年 3 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項(経過措置)の規定を適用しません。
- 附 則 (平成 24 年 3 月 27 日 電戦第 098 号) (実施期日)
- 1 約款は、平成24年4月1日から実施します。
- 附 則 (平成 24 年 5 月 29 日 電戦第 015 号)

### (実施期日)

1 約款は、平成24年6月1日から実施します。

## (経過措置)

- 2 平成24年6月1日から平成24年6月30日までに第1種IP電話サービス(第4類又は第5類に限ります。)に係る契約と、IP通信網約款に定める有線アクセスサービス(コース1、コース2、コース5に限ります)に係る契約を同時に締結している第1種IP電話契約者から端末設備(IP電話アダプタ(無線LAN機能内蔵型)に限ります。)の変更の申込があった場合、及び第1種IP電話サービス(第4類又は第5類に限ります。)に係る契約と、IP通信網約款に定める有線アクセスサービス(コース1、コース2、コース5に限ります)に係る契約を同時に締結した第1種IP電話契約者から端末設備(IP電話アダプタ(無線LAN機能内蔵型)に限ります。)の申込があった場合、平成24年7月1日より第11条(第1種IP電話契約申込の承諾)の規定に順じて取り扱います。
- 3 平成24年6月1日から平成24年9月30日までの間に第1種IP電話サービス(第4類又は第5類に限ります。)に係るIP電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、その第1種IP電話サービスの契約の手続きに係る工事費について、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)③(第1種IP電話サービスの第3類、第4類又は第5類サービスに係るもの)2(工事費の額)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区分		単 位	工事の額 (税込額)
第1種 IP 電話サービスの	基本工事額	1の工事ごとに	0円 (0円)
第4類サービスのもの			
第1種 IP 電話サービスの	基本工事額	1の工事ごとに	0円 (0円)
第5類サービスのもの			

4 平成24年6月1日から平成24年6月30日までの間、料金表第3表(附帯サービスに関する費用)第1(端末設備に係る費用)に代えて、次表を適用する。

		料金種別	単 位	料金額(月額)
				(税込額)
IP 電話アダ	契約	約者回線が有線アクセスサービス(コース6	_	_
プタ	を	除く)のもの		
		第1種 IP 電話サービスの	1台ごとに	400円(420円)
		第2類サービスのもの		
		第1種 IP 電話サービスの	1台ごとに	400円(420円)
		第4類サービスのもの		
		第1種 IP 電話サービスの	1台ごとに	400円(420円)
		第5類サービスのもの		
IP 電話アダ	契約	約者回線が有線アクセスサービスのコース	_	_
プタ(無線L	6	のもの		
AN機能内		第1種 IP 電話サービスの	1台ごとに	当社の IP 通信網約款
蔵型)		第4類サービスのもの		に基づきます。
		第1種 IP 電話サービスの	1台ごとに	当社の IP 通信網約款
		第5類サービスのもの		に基づきます。

備 当社は、第1種 IP 電話契約の第2類契約、第4類契約及び第5類契約に限り提供します。 考

5 平成24年6月1日から平成24年6月30日までの間、料金表第3表(附帯サービスに関する費用)第2(端末設備の交換に係る費用)に代えて、次表を適用する。

料金種別		単位	料金額(税込額)
IP 電話アダプタ	第1種 IP 電話サービスの第 4類及び第5類サービスの もの	1台ごとに	2,000円(2,100円)
備 当社は、第1種 IP 電話契約の第4類及び第5類契約に限り提供します。 考			

6 平成24年6月1日から平成24年9月30日までの間に第1種IP電話サービス(第4類又は第5類に限ります。)に係る契約と、IP通信網約款に定める有線アクセスサービス(コース1のカテゴリー2若しくはカテゴリー3の複数年契約に限ります。)に係る契約を同時に締結している第1種IP電話契約者から端末設備(IP電話アダプタ(無線LAN機能内蔵型)に限ります。)の変更の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、そのIP電話サービスに係る端末設備の交換費用について、料金表第3表(附帯サービスに関する費用)第2(端末設備の交換に係る費用)に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

料金種別		単位	料金額(税込額)
IP 電話アダプタ	第1種 IP 電話サービスの第 4類及び第5類サービスの もの	1台ごとに	0円(0円)

- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間に行った場合は、本附則第 3 項、第 6 項(経過措置)の規定を適用しません。
- 附 則 (平成 24 年 6 月 19 日 電戦第 019 号) (実施期日)
- 1 約款は、平成24年7月1日から実施します。
- 附 則 (平成 24 年 9 月 27 日 電戦第 047 号)

(実施期日)

1 約款は、平成24年10月1日から実施します。

- 2 電戦第 015 号 (平成 24 年 5 月 29 日)の附則第 3 項 (経過措置)中「平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」を「平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間」に改めます。
- 3 電戦第 015 号 (平成 24 年 5 月 29 日) の附則第 6 項 (経過措置) 中「平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間 | を「平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間 | に改めます。

4 平成24年9月30日までに、付加機能(光電話安心パックに限る)サービスの提供を受けた実 績がなく、IP 通信網約款に規定する、有線アクセスサービスに係る契約を締結している有線アクセ スサービス契約者から、第1種 IP 電話サービス(第4類サービスに限る)に係る契約の申込があり、 当社がその申込を承諾した第1種 IP 電話契約者が、平成24年10月1日から平成25年1月31日の 間に、付加機能(光電話安心パックに限る)の提供を開始した場合、又は、平成24年9月30日ま でに、付加機能 (光電話安心パックに限る) の提供を受けた実績がなく、第1種 IP 電話サービス (第 4類サービスに限る)に係る契約を締結している第1種 IP 電話契約者が、平成24年10月1日から 平成25年1月31日の間に、付加機能(光電話安心パックに限る)の提供を開始した場合、又は、 平成24年10月1日から平成25年1月31日の間に、IP通信網約款に規定する、有線アクセスサー ビスに係る契約の申込があり、当社がその申込を承諾し、平成25年5月31日までに、付加機能(光 電話安心パックに限る)の提供を開始した場合には、平成24年10月1日から平成25年6月30日 までの間、料金月の初日から末日までの期間、継続して付加機能(光電話安心パックに限る)の提 供を受けた月(料金月の末日に付加機能(光電話安心パックに限る)を廃止した場合、その料金月 は含まない)の最初の月に係る付加機能使用料について、料金表第1表(料金)第1(第1種 IP電 話サービスにかかるもの)2(料金額)(2)(付加機能使用料)ウ(第4類サービスのもの)h(光 電話安心パック)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

# h 光電話安心パック

月額

		) 1 H)(
区分	単 位	料金額 (税込額)
第1表 (料金) 第1 (第1種 IP 電話サービスに係るもの)	1の契約ごと	0円(0円)
①(使用料)2(料金額)(2)(付加機能使用料)ウ(第4類サ		
ービスのもの)に規定する発信者番号表示機能、非通知着		
信拒否機能、迷惑電話着信拒否機能、自動転送機能、コー		
ルウェイティング機能(以下本項に限り、当該付加機能を		
総称して「本付加機能」、という)を同時に提供するもの		

- 備考 │ 1 当社は1の契約者回線ごとに1の光電話安心パックを提供します。
  - 2 本付加機能のすべての利用の申出があった場合は、光電話安心パックの利用の申出があったものとみなします。
  - 3 本付加機能の提供条件(料金額に関するものを除きます。)については、各付加機能の 提供条件に準じます。
  - 4 光電話安心パック提供中に本付加機能のうち何れか一つの廃止の申出があった場合は、光電話安心パックの廃止の申出があったものとみなします。
  - 5 当社は、光電話安心パックの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

5 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項、第 4 項(経過措置)の規定を適用しません。

附 則 (平成 24 年 11 月 29 日 電戦第 068 号) (実施期日)

1 約款は、平成24年12月1日から実施します。

附 則 (平成 25 年 1 月 25 日 電戦第 077 号) (実施期日)

1 約款は、平成25年2月1日から実施します。

#### (経過措置)

- 2 電戦第 015 号 (平成 24 年 5 月 29 日)の附則第 3 項 (経過措置)中「平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」を「平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 3 電戦第 015 号 (平成 24 年 5 月 29 日) の附則第 6 項 (経過措置) 中「平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」を「平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 4 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 5 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 25 年 5 月 31 日まで に」を「平成 25 年 9 月 30 日までに」に改めます。
- 6 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日までの間」に改めます。
- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項(経過措置)の規定を適用しません。

附 則 (平成 25 年 5 月 28 日 電戦第 015 号) (実施期日)

1 約款は、平成25年6月1日から実施します。

- 2 電戦第 015 号 (平成 24 年 5 月 29 日) の附則第 3 項 (経過措置) 中「平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」を「平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 3 電戦第 015 号 (平成 24 年 5 月 29 日)の附則第 6 項 (経過措置)中「平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」を「平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 4 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 24 年 10 月 1 日から 平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間」に改め ます。

- 5 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 25 年 5 月 31 日までに」を「平成 26 年 1 月 31 日までに」に改めます。
- 6 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 2 月 28 日までの間」に改めます。
- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 25 年 6 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項(経過措置)の規定を適用しません。

附 則 (平成 25 年 9 月 24 日 電戦第 033 号)

(実施期日)

1 約款は、平成25年10月1日から実施します。

#### (経過措置)

- 2 電戦第 015 号 (平成 24 年 5 月 29 日) の附則第 3 項 (経過措置) 中「平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」を「平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日までの間」に改めます。
- 3 電戦第 015 号 (平成 24 年 5 月 29 日)の附則第 6 項 (経過措置)中「平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」を「平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日までの間」に改めます。
- 4 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 24 年 10 月 1 日から 平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日までの間」に改めます。
- 5 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 25 年 5 月 31 日までに」を「平成 26 年 5 月 31 日までに」に改めます。
- 6 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間」に改めます。
- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項(経過措置)の規定を適用しません。

附 則 (平成 26 年 1 月 24 日 電戦第 063 号)

(実施期日)

1 約款は、平成26年2月1日から実施します。

### (経過措置)

2 電戦第 015 号 (平成 24 年 5 月 29 日) の附則第 3 項 (経過措置) 中「平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間 | を「平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間 | に改めます。

- 3 電戦第 015 号 (平成 24 年 5 月 29 日) の附則第 6 項 (経過措置) 中「平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」を「平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 4 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 5 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 25 年 5 月 31 日までに」を「平成 26 年 9 月 30 日までに」に改めます。
- 6 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 24 年 10 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日までの間」に改め ます。
- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 26 年 2 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項(経過措置)の規定を適用しません。

附 則 (平成 26 年 3 月 25 日 電戦第 086 号) (実施期日)

1 約款は、平成26年4月1日から実施します。

附 則(平成 26 年 5 月 23 日 電戦第 012 号) (実施期日)

1 約款は、平成26年6月1日から実施します。

- 2 電戦第 015 号 (平成 24 年 5 月 29 日) の附則第 3 項 (経過措置) 中「平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」を「平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 3 電戦第 015 号 (平成 24 年 5 月 29 日)の附則第 6 項 (経過措置)中「平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」を「平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 4 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 24 年 10 月 1 日から 平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 5 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 25 年 5 月 31 日までに」を「平成 27 年 3 月 31 日までに」に改めます。
- 6 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 24 年 10 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間」に改め ます。

7 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 26 年 6 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項(経過措置)の規定を適用しません。

# 附 則 (平成 26 年 6 月 27 日 電戦第 024 号) (実施期日)

1 約款は、平成26年7月1日から実施します。

### (経過措置)

2 平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、IP 通信網サービス契約約款に規定する ADSL アクセスサービス契約から有線アクセスサービス契約(コース 1、コース 5、コース 6 及びコース 7 のカテゴリ 2 及びカテゴリ 3 のうち、料金表第 1 表(料金)第 1 (有線アクセスサービスに係るもの)(13)コース 1 の複数利用の申出に係る料金の適用(複数年契約割引)、(14)コース 6 の複数年利用の申出に係る料金の適用(コース 6 複数年契約割引)及び(15)コース 5 及びコース 7 の複数年利用の申出に係る料金の適用(複数年契約割引)に規定する複数年契約に限ります。)への契約変更の申込と、第 1 種 1 P 電話サービス(第 4 類及び第 5 類サービスに限ります。)に係る契約の申込を同時に行い、当社がその両契約の申込を承諾した場合は、料金表第 2 表(工事に関する費用)第 1 (工事費)③(第 1 種 1 P 電話サービスの第 1 類、第 1 類又は第 1 類サービスに係るもの) 1 (工事費の額)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

# (1) IP 電話番号関連工事

	区 分	単位	工事費の額(税込額)	
第1種 IP 電話サー	基本工事額	1の工事ごとに	0円(0円)	
ビスの第4類サー	番号ポータビリティ手数料	1の地域電話番	0円(0円)	
ビスのもの		号ごとに		
	備 番号ポータビリティ手数	料については、他社	生利用番号を継続して利用する	
	考 場合に支払いを要します	0		
第1種 IP 電話サー	基本工事額	1の工事ごとに	0円(0円)	
ビスの第5類サー ビスのもの	番号ポータビリティ手数料	1の地域電話番	0円(0円)	
	備 番号ポータビリティ手数料については、他社利用番号を継続して利 考 る場合に支払いを要します。			

# (2) 付加機能関連工事

	工事の種類	単位	工事費の額(税込額)
第1種 IP 電話	発信者番号表示機能の利	左記項目の1の申込ごとに	0円(0円)
サービスの第	用開始に関する工事	1の工事とします。	
4類サービス	非通知着信拒否機能の利	ただし、1の申込に左記の複	
のもの	用開始に関する工事	数の工事が発生する場合は、	
	迷惑電話着信拒否機能の	1の工事として適用します。	
	利用開始に関する工事		
	自動転送機能の利用開始		
	に関する工事		

第1種 IP 電話 サービスの第 5類サービス のもの	コールウェイティング機能の利用開始に関する工事  IP 電話番号追加機能の利用開始に関する工事 発信者番号表示機能の利用開始に関する工事 非通知着信拒否機能の利用開始に関する工事 迷惑電話着信拒否機能の利用開始に関する工事 自動転送機能の利用開始に関する工事	1の IP 電話番号ごとに1の 工事とします。 左記項目の1の申込ごとに 1の工事とします。 ただし、1の申込に左記の複 数の工事が発生する場合は、 1の工事として適用します。	0円(0円)
	IP 電話番号追加機能の利 用開始に関する工事	1の IP 電話番号ごとに1の 工事とします。	0円(0円)
	地域電話番号追加機能の 利用開始に関する工事	1の地域番号ごとに1の工 事とします。	0円(0円)

附 則 (平成 26 年 9 月 26 日 電戦第 039 号)

1 約款は、平成26年10月1日から実施します。

- 2 電戦第 015 号 (平成 24 年 5 月 29 日) の附則第 3 項 (経過措置) 中「平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」を「平成 24 年 6 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日までの間」に改めます。
- 3 電戦第 015 号 (平成 24 年 5 月 29 日)の附則第 6 項 (経過措置)中「平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」を「平成 24 年 6 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日までの間」に改めます。
- 4 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日までの間」に改めます。
- 5 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 25 年 5 月 31 日までに」を「平成 27 年 7 月 31 日までに」に改めます。
- 6 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 8 月 30 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 27 年 8 月 31 日までの間」に改めます。
- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項(経過措置)の規定を適用しません。

- 附 則 (平成 26 年 12 月 17 日 電戦第 064 号) (実施期日)
- 1 約款は、平成27年1月1日から実施します。
- 附 則 (平成 27 年 1 月 26 日 電戦第 080 号) (実施期日)
- 1 約款は、平成27年2月1日から実施します。

#### (経過措置)

- 2 電戦第 015 号 (平成 24 年 5 月 29 日)の附則第 3 項 (経過措置)中「平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」を「平成 24 年 6 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 3 電戦第 015 号 (平成 24 年 5 月 29 日) の附則第 6 項 (経過措置) 中「平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」を「平成 24 年 6 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 4 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 5 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 25 年 5 月 31 日までに」を「平成 27 年 11 月 30 日までに」に改めます。
- 6 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間」に改めます。
- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 27 年 2 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項(経過措置)の規定を適用しません。
- 附 則 (平成 27 年 4 月 17 日 電戦第 009 号) (実施期日)
- 1 約款は、平成27年4月23日から実施します。
- 附 則 (平成 27 年 5 月 28 日 電戦第 021 号) (実施期日)
- 1 約款は、平成27年6月1日から実施します。

# (経過措置)

2 平成27年6月1日から平成27年9月30日までの間に第1種IP電話サービス(第4類又は第5類に限ります。)に係る第1種IP電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)③(第1種IP電話サービスの第3類、第4類又は第5類サービスに係るもの)に規定する基本工事額を負担する場合、基本工事額に係る分割支払金と同額の料金額を、IP通信網約款に定める有線アクセスサービスに係るものに規定する回線接続装置の設置等に係る工事が完了した日を含む料金月の翌料金月以降であって当社が指定した料金月から

起算して、その料金月から35ヶ月後の料金月まで月額利用料から減額して適用します。ただし、第1種IP電話サービスの提供に係るIP通信網約款に定める有線アクセスコースの月額料が満額請求でない月は、翌月に繰り越して適用します。

- 3 電戦第 015 号 (平成 24 年 5 月 29 日)の附則第 6 項 (経過措置)中「平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」を「平成 24 年 6 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 4 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 5 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 25 年 5 月 31 日までに」を「平成 28 年 3 月 31 日までに」に改めます。
- 6 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 24 年 10 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日までの間」に改め ます。
- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項(経過措置)の規定を適用しません。
- 附 則(平成27年9月29日 電戦第056号) (実施期日)
- 1 約款は、平成27年10月1日から実施します。

- 2 料金表第 3 表 (附帯サービスに関する費用) 第 1 (端末設備に係る費用) に定める (2) IP 電話アダプタ (無線 L A N機能内蔵型 (A t e r m W H 8 2 2 N (E Z))) の契約申込の受け付けを終了します。
- 3 平成27年10月1日から平成28年1月31日までの間に第1種IP電話サービス(第4類又は第5類に限ります。)に係る契約と、IP通信網約款に定める有線アクセスサービス(コース1のカテゴリ2、カテゴリ3及びコース5のうち、料金表第1表(料金)第1(有線アクセスサービスに係るもの)(13)コース1の複数年利用の申出に係る料金の適用(複数年契約割引)、(15)コース5及びコース7の複数年利用の申出に係る料金の適用(複数年契約割引)に規定する複数年契約に限ります。)に係る契約と、料金表第3表(附帯サービスに関する費用)第1(端末設備に係る費用)に規定する(1)IP電話アダプタ((2)、(3)以外のもの)を同時に締結している第1種IP電話契約者から端末設備(IP電話アダプタ(無線LAN機能内蔵型(AtermWH832A(EZ))に限ります。)の変更の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、そのIP電話サービスに係る端末設備の交換費用について、料金表第3表(附帯サービスに関する費用)第2(端末設備の交換費用について、料金表第3表(附帯サービスに関する費用)第2(端末設備の交換費用について、次表に規定する料金額を適用します。

þ	斗金種別	単位	料金額(税込額)
IP 電話アダプタ	第1種 IP 電話サービスの第 4類及び第5類サービスの もの	1台ごとに	0円(0円)

- 4 電戦第 021 号 (平成 27 年 5 月 28 日) の附則第 2 項 (経過措置) 中「平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間 | を「平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間 | に改めます。
- 5 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 24 年 10 月 1 日から 平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」に改め ます。
- 6 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 25 年 5 月 31 日までに」を「平成 28 年 7 月 31 日までに」に改めます。
- 7 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日までの間」に改めます。
- 8 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間に行った場合は、本附則第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項(経過措置)の規定を適用しません。
- 附 則 (平成 27 年 10 月 13 日 電戦第 060 号)

(実施期日)

1 約款は、平成27年10月15日から実施します。

附 則 (平成 28 年 1 月 26 日 電戦第 091 号)

(実施期日)

1 約款は、平成28年2月1日から実施します。

- 2 電戦第 021 号 (平成 27 年 5 月 28 日) の附則第 2 項 (経過措置) 中「平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間」を「平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 5 月 20 日までの間」に改めます。
- 3 電戦第 056 号(平成 27 年 9 月 29 日)の附則第 3 項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 5 月 20 日までの間」に改めます。
- 4 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 28 年 5 月 20 日までの間」に改めます。
- 5 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 25 年 5 月 31 日までに」を「平成 28 年 11 月 20 日までに」に改めます。

- 6 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの間」に改めます。
- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 5 月 20 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項(経過措置)の規定を適用しません。

附 則 (平成28年3月30日 電戦第114号)

(実施期日)

1 約款は、平成28年4月1日から実施します。

#### (経過措置)

2 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に第1種IP電話サービス(第4類又は第5類に限ります。)に係る契約と、料金表第3表(附帯サービスに関する費用)第1(端末設備に係る費用)に規定する(1)IP電話アダプタ((2)、(3)以外のもの)を同時に締結している第1種IP電話サービス契約者から端末設備の変更(IP電話アダプタ(AtermWR7610HV(FZ)E)からの変更に限ります。)の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、そのIP電話サービスに係る端末設備の交換費用について、料金表第3表(附帯サービスに関する費用)第2(端末設備の交換に係る費用)に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

料金種別		単 位	料金額(税込額)
IP 電話アダプタ	第1種 IP 電話サービスの第 4類及び第5類サービスの もの	1台ごとに	0円(0円)

附 則 (平成28年5月16日 電戦第012号)

# (実施期日)

1 約款は、平成28年5月21日から実施します。

- 2 電戦第 021 号 (平成 27 年 5 月 28 日) の附則第 2 項 (経過措置) 中「平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間」を「平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 3 電戦第 056 号(平成 27 年 9 月 29 日)の附則第 3 項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 4 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 5 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 25 年 5 月 31 日までに」を「平成 29 年 3 月 31 日までに」に改めます。

- 6 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までの間」に改めます。
- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 28 年 5 月 21 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項(経過措置)の規定を適用しません。

附 則 (平成 28 年 5 月 26 日 電戦第 017 号) (実施期日)

1 約款は、平成28年6月1日から実施します。

附 則 (平成 28 年 6 月 24 日 電戦第 027 号) (実施期日)

1 約款は、平成28年7月1日から実施します。

附 則 (平成 28 年 9 月 16 日 技運第 017 号) (実施期日)

1 約款は、平成28年10月1日から実施します。

- 2 電戦第 021 号 (平成 27 年 5 月 28 日) の附則第 2 項 (経過措置) 中「平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間」を「平成 27 年 6 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間」に改めます。
- 3 電戦第 056 号(平成 27 年 9 月 29 日)の附則第 3 項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間」に改めます。
- 4 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 24 年 10 月 1 日から 平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間」に改めます。
- 5 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 25 年 5 月 31 日までに」を「平成 29 年 7 月 31 日までに」に改めます。
- 6 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日までの間」に改めます。
- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項(経過措置)の規定を適用しません。

附 則(平成28年12月15日 技運第037号) (宝施期日)

1 約款は、平成29年1月1日から実施します。

附 則 (平成 29 年 1 月 24 日 技運第 046 号) (実施期日)

1 約款は、平成29年2月1日から実施します。

#### (経過措置)

- 2 電戦第 021 号 (平成 27 年 5 月 28 日) の附則第 2 項 (経過措置) 中「平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間」を「平成 27 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 3 電戦第 056 号(平成 27 年 9 月 29 日)の附則第 3 項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 4 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 5 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 25 年 5 月 31 日までに」を「平成 29 年 11 月 30 日までに」に改めます。
- 6 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 24 年 10 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間」に改め ます。
- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項(経過措置)の規定を適用しません。

附 則(平成29年5月24日 技運第014号) (実施期日)

1 約款は、平成29年6月1日から実施します。

- 2 電戦第 021 号 (平成 27 年 5 月 28 日) の附則第 2 項 (経過措置) 中「平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間」を「平成 27 年 6 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 3 電戦第 056 号(平成 27 年 9 月 29 日)の附則第 3 項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 4 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 24 年 10 月 1 日から 平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間」に改め

ます。

- 5 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 25 年 5 月 31 日までに」を「平成 30 年 3 月 31 日までに」に改めます。
- 6 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの間」に改めます。
- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項(経過措置)の規定を適用しません。
- 附 則 (平成 29年6月21日 技運第022号)

(実施期日)

- 1 約款は、平成29年7月1日から実施します。
- 附 則 (平成 29 年 7 月 25 日 技運第 033 号) (実施期日)
- 1 約款は、平成29年8月1日から実施します。
- 附 則 (平成 29 年 9 月 25 日 技運第 039 号) (実施期日)
- 1 約款は、平成29年10月1日から実施します。

- 2 電戦第 021 号 (平成 27 年 5 月 28 日) の附則第 2 項 (経過措置) 中「平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間」を「平成 27 年 6 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの間」に改めます。
- 3 電戦第 056 号 (平成 27 年 9 月 29 日) の附則第 3 項 (経過措置) 中「平成 27 年 10 月 1 日から 平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 27 年 10 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの間」に改め ます。
- 4 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの間」に改めます。
- 5 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 25 年 5 月 31 日までに」を「平成 30 年 7 月 31 日までに」に改めます。
- 6 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日までの間」に改めます。
- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別

に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成29年10月1日から平成30年1月31日までの間に行った場合は、本附則第2項、第3項、第4項、第5項、第6項(経過措置)の規定を適用しません。

附 則 (平成 29 年 12 月 21 日 技運第 049 号) (実施期日)

1 約款は、平成30年1月1日から実施します。

附 則 (平成 30 年 1 月 24 日 技運第 056 号) (実施期日)

1 約款は、平成30年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 電戦第 021 号 (平成 27 年 5 月 28 日) の附則第 2 項 (経過措置) 中「平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間」を「平成 27 年 6 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 3 電戦第 056 号 (平成 27 年 9 月 29 日) の附則第 3 項 (経過措置) 中「平成 27 年 10 月 1 日から 平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 27 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間」に改め ます。
- 4 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 5 電戦第 047 号 (平成 24 年 9 月 27 日) の附則第 4 項 (経過措置) 中「平成 25 年 5 月 31 日までに」を「平成 31 年 3 月 31 日までに」に改めます。
- 6 電戦第 047 号(平成 24 年 9 月 27 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までの間」に改めます。
- 7 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項(経過措置)の規定を適用しません。

附 則 (平成 30 年 4 月 24 日 技運第 008 号) (実施期日)

- 1 約款は、平成30年5月1日から実施します。
- 附 則 (平成 30 年 6 月 15 日 技運第 017 号) (実施期日)
- 1 約款は、平成30年7月1日から実施します。
- 附 則 (平成 30 年 9 月 27 日 技運第 027 号) (実施期日)

1 約款は、平成30年10月1日から実施します。

### (経過措置)

- 2 料金表第3表(附帯サービスに関する費用)第1(端末設備に係る費用)に定める(1)IP電話アダプタ((2)、(3)以外のもの)の契約申込の受け付けを終了します。
- 3 平成30年10月1日以降に第1種IP電話サービス(第4類又は第5類に限ります。)に係る第1種IP電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)③(第1種IP電話サービスの第3類、第4類又は第5類サービスに係るもの)に規定する基本工事額を負担する場合、基本工事額に係る分割支払金と同額の料金額を、IP通信網約款に定める有線アクセスサービスに係るものに規定する回線接続装置の設置等に係る工事が完了した日を含む料金月の翌料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から35ヶ月後の料金月まで月額利用料から減額して適用します。ただし、第1種IP電話サービスの提供に係るIP通信網約款に定める有線アクセスコースの月額料が満額請求でない月は、翌月に繰り越して適用します。
- 4 平成30年10月1日以降に第1種IP電話サービス(第4類又は第5類に限ります。)に係る契約と、IP通信網約款に定める有線アクセスサービス(コース1のカテゴリ2、カテゴリ3及びコース5のうち、料金表第1表(料金)第1(有線アクセスサービスに係るもの)(13)コース1の複数年利用の申出に係る料金の適用(複数年契約割引)、(15)コース5及びコース7の複数年利用の申出に係る料金の適用(複数年契約割引)に規定する複数年契約に限ります。)に係る契約と、料金表第3表(附帯サービスに関する費用)第1(端末設備に係る費用)に規定する(1)IP電話アダプタ((2)、(3)以外のもの)を同時に締結している第1種IP電話契約者から端末設備(IP電話アダプタ(無線LAN機能内蔵型(AtermWH832A(EZ)))に限ります。)の変更の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、そのIP電話サービスに係る端末設備の交換費用について、料金表第3表(附帯サービスに関する費用)第2(端末設備の交換に係る費用)に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

料金種別		単 位	料金額(税込額)	
IP 電話アダプ	タ	第1種 IP 電話サービスの第 4類及び第5類サービスの もの	1台ごとに	0円(0円)

5 平成30年9月30日までに、付加機能(光電話安心パックに限る)サービスの提供を受けた実績がなく、IP 通信網約款に規定する、有線アクセスサービスに係る契約を締結している有線アクセスサービス契約者から、第1種IP電話サービス(第4類サービスに限る)に係る契約の申込があり、当社がその申込を承諾した第1種IP電話契約者が、平成30年10月1日以降に、付加機能(光電話安心パックに限る)の提供を開始した場合、又は、平成30年9月30日までに、付加機能(光電話安心パックに限る)の提供を受けた実績がなく、第1種IP電話サービス(第4類サービスに限る)に係る契約を締結している第1種IP電話契約者が、平成30年10月1日以降に、付加機能(光電話安心パックに限る)の提供を開始した場合、又は、平成30年10月1日以降に、IP通信網約款に規定する、有線アクセスサービスに係る契約の申込があり、当社がその申込を承諾し、付加機能(光電話安心パックに限る)の提供を開始した場合には、料金月の初日から末日までの期間、継続して付加機能(光電話安心パックに限る)の提供を開始した場合には、料金月の初日から末日までの期間、継続して付加機能(光電話安心パックに限る)の提供を開始した場合には、料金月の初日から末日までの期間、継続して付加機能(光電話安心パックに限る)の提供を受けた月(料金月の末日に付加機能(光電話安心パックに限る)を廃止した場合、その料金月は含まない)の最初の月に係る付加機能使用料について、料金表第1表(料金)第1(第1種IP電話サービスにかかるもの)2(料金額)(2)(付加機能使

用料)ウ(第4類サービスのもの)h(光電話安心パック)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

# h 光電話安心パック

月額

区 分	単 位	料金額(税込額)
第1表 (料金) 第1(第1種 IP 電話サービスに係るもの)	1の契約ごと	0円(0円)
①(使用料)2(料金額)(2)(付加機能使用料)ウ(第4類サ		
ービスのもの)に規定する発信者番号表示機能、非通知着		
信拒否機能、迷惑電話着信拒否機能、自動転送機能、コー		
ルウェイティング機能(以下本項に限り、当該付加機能を		
総称して「本付加機能」、という)を同時に提供するもの		

- 備考 1 当社は1の契約者回線ごとに1の光電話安心パックを提供します。
  - 2 本付加機能のすべての利用の申出があった場合は、光電話安心パックの利用の申出があったものとみなします。
  - 3 本付加機能の提供条件(料金額に関するものを除きます。)については、各付加機能の 提供条件に準じます。
  - 4 光電話安心パック提供中に本付加機能のうち何れか一つの廃止の申出があった場合は、光電話安心パックの廃止の申出があったものとみなします。
  - 5 当社は、光電話安心パックの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
- 6 当社は、限定された期間内に申込まれた IP 電話契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、IP 電話契約の解除を行った後に、IP 電話契約の申込を平成30年10月1日以降に行った場合は、本附則第3項、第4項、第5項(経過措置)の規定を適用しません
- 附 則 (平成 31 年 1 月 23 日 技運第 049 号) (実施期日)
- 1 約款は、平成31年2月1日から実施します。
- 附 則 (2019 年 4 月 19 日 技運第 006 号) (実施期日)
- 1 約款は、2019年4月25日から実施します。

# (経過措置)

- 2 第1種 IP 電話サービスの第3類サービスの契約申込の受け付けを終了します。
- 附 則 (2019年6月24日 技運第015号)

(実施期日)

1 約款は、2019年7月1日から実施します。

- 附 則 (2019年9月19日 技シ19第015号) (実施期日)
- 1 約款は、2019年10月1日から実施します。
- 附 則 (2019年12月17日 技シ19第040号) (実施期日)
- 1 約款は、2020年1月1日から実施します。
- 附 則 (2020年12月21日 シ電20第068号) (実施期日)
- 1 約款は、2021年1月1日から実施します。
- 附 則 (2021年6月17日 シ電21第030号) (実施期日)
- 1 約款は、2021年7月1日から実施します。
- 附 則 (2021年7月17日 シ電21第051号) (実施期日)
- 1 約款は、2021年8月1日から実施します。
- 附 則 (2021年9月9日 シ電21第075号) (実施期日)
- 1 約款は、2021年10月1日から実施します。

### (経過措置)

- 2 50 音別電話帳掲載の請求の受け付けを終了します。
- 附 則 (2021年11月16日 シ電21第108号) (実施期日)
- 1 約款は、2021年12月1日から実施します。

- 2 技運第027号(平成30年9月27日)の付則第4項(経過措置)の適用を終了します。
- 附 則 (2021年12月10日 シ電21第124号) (実施期日)
- 1 約款は、2022年1月1日から実施します。
- 附 則 (2022年2月24日 シ電21第170号) (実施期日)
- 1 約款は、2022年4月1日から実施します。
- 附 則 (2022 年 5 月 16 日 シ電第 22-022 号) (実施期日)
- 1 約款は、2022年6月1日から実施します。

附 則 (2022 年 6 月 20 日 シ電第 22-036 号) (実施期日)

1 約款は、2022年7月1日から実施します。

### (経過措置)

- 2 当社の IP 通信網約款に規定する有線アクセスサービス(コース 8 (プランA、プランB及びプランEに限ります。)に限ります。)契約者からの第 1 種 IP 電話サービスの契約申込の受け付けを終了します。
- 3 2022年7月1日以降に第1種IP電話サービス(第4類又は第5類に限ります。)に係る第1種IP電話契約の申込があった場合は、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)③(第1種IP電話サービスの第4類又は第5類サービスに係るもの)1 適用(4)分割した工事費アからエの規定を適用しません
- 4 技運第 027 号 (平成 30 年 9 月 27 日) の附則第 3 項 (経過措置) 中「平成 30 年 10 月 1 日以降 に」を「平成 30 年 10 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日までの間」に改めます。
- 5 2022年7月1日以降に第1種IP電話サービス(第4類又は第5類に限ります。)に係る第1種IP電話契約の申込があり、当社がその申込を承諾した場合は、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)③(第1種IP電話サービスの第4類又は第5類サービスに係るもの)に規定する基本工事額を負担する場合、基本工事額に係る分割支払金と同額の料金額を、IP通信網約款に定める有線アクセスサービスに係るものに規定する回線接続装置の設置等に係る工事が完了した日を含む料金月の翌料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から23ヶ月後の料金月まで月額利用料から減額して適用します。ただし、第1種IP電話サービスの提供に係るIP通信網約款に定める有線アクセスコースの月額料が満額請求でない月は、翌月に繰り越して適用します。

附 則 (2022 年 11 月 18 日 シ電第 22-112 号) (実施期日)

1 約款は、2022年12月2日から実施します。

# (経過措置)

- 2 この約款実施日以降、第1種 IP 電話サービス(第1類又は第2類に限ります。)、第2種 IP 電話サービス及び第3種 IP 電話サービスに係るサービス申込を新たに受付しません。
- 3 この約款実施の際現に、この約款実施前の規定により提供した電気通信サービスおよびその料金その他債務については、この約款実施の日において、次の料金を除き、なお従前のとおりとします。

事前に契約者に通知したもの

4 この約款実施の際現に、この約款実施前の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いは、この約款実施の日において、なお従前のとおりとします。

附 則 (2023 年 3 月 7 日 シ電第 22-172 号) (実施期日)

1 約款は、2023年4月1日から実施します。

2 この約款実施の際現に、この約款実施前の規定により提供した電気通信サービスおよびその料金その他債務については、この約款実施の日において、なお従前のとおりとします。

附 則 (2023年4月19日 シ電第23-014号)

(実施期日)

1 約款は、2023年5月15日から実施します。

#### (経過措置)

2 この約款実施の際現に、この約款実施前の規定により提供した電気通信サービスおよびその料金その他債務については、この約款実施の日において、なお従前のとおりとします。

附 則 (2023年5月29日 シ電第23-029号)

(実施期日)

1 約款は、2023年7月1日から実施します。

附 則 (2023年9月20日 シ電第23-068号)

(実施期日)

1 約款は、2023年10月1日から実施します。

# (経過措置)

2 この約款実施の際現に、この約款実施前の規定により提供した電気通信サービスおよびその料金その他債務については、この約款実施の日において、なお従前のとおりとします。

附 則 (2024年1月17日 シ電第23-122号)

(実施期日)

1 約款は、2024年2月1日から実施します。

# (経過措置)

2 この約款実施の際現に、この約款実施前の規定により提供した電気通信サービスおよびその料金その他債務については、この約款実施の日において、なお従前のとおりとします。

附 則 (2024年2月5日 シ電第23-139号)

(実施期日)

1 約款は、2024年3月1日から実施します。

# (経過措置)

2 この約款実施の際現に、この約款実施前の規定により提供した電気通信サービスおよびその料金その他債務については、この約款実施の日において、なお従前のとおりとします。

附 則 (2024年3月6日 シ電第23-159号)

(実施期日)

1 約款は、2024年4月1日から実施します。

### (経過措置)

2 この約款実施の際現に、この約款実施前の規定により提供した電気通信サービスおよびその料金その他債務については、この約款実施の日において、なお従前のとおりとします。

附 則(2024年9月5日 シ電第24-022号) (実施期日)

1 約款は、2024年10月1日から実施します。

# (経過措置)

2 この約款実施の際現に、この約款実施前の規定により提供した電気通信サービスおよびその料金その他債務については、この約款実施の日において、なお従前のとおりとします。

附 則 (2024年12月11日 シ電第24-027号)

(実施期日)

1 約款は、2025年1月1日から実施します。

# (経過措置)

2 この約款実施の際現に、この約款実施前の規定により提供した電気通信サービスおよびその料金その他債務については、この約款実施の日において、なお従前のとおりとします。

附 則 (2025年1月15日 シ電第24-030号)

(実施期日)

1 約款は、2025年2月1日から実施します。

# (経過措置)

2 この約款実施の際現に、この約款実施前の規定により提供した電気通信サービスおよびその料金その他債務については、この約款実施の日において、なお従前のとおりとします。

附 則 (2025年3月18日 シ電第24-036号)

(実施期日)

1 約款は、2025年4月1日から実施します。

# (経過措置)

2 この約款実施の際現に、この約款実施前の規定により提供した電気通信サービスおよびその料金その他債務については、この約款実施の日において、なお従前のとおりとします。

3 職業別電話帳掲載の請求の受け付けを終了します。

### IP 電話対応宅内機器レンタル規約

株式会社エネコム

# 第1条 (規約の適用)

株式会社エネコム(以下、「当社」といいます。)は、以下の IP 電話対応宅内機器レンタル規約(以下、「本規約」といいます。)に従い、利用者に対して IP 電話対応宅内機器レンタルサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

### 第2条 (本規約の変更)

当社は都合により本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。

- 2. 本規約の変更は、当社のウェブサイトに掲載する方法により行われ、当該変更内容が掲載された日の翌日から7日間が経過した時にその効力を生じるものとします。
- 3. 利用者が、本規約の変更の効力が生じた後に本サービスを利用した場合には、変更後の規約のすべての記載事項について同意したものとみなします。

### 第3条 (用語の定義)

本規約中において、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- (1)「利用者」とは、本サービスの利用契約が成立した者をいいます。
- (2)「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (3) 「IP 電話契約」とは、当社の「IP 電話サービス契約約款」に基づき提供する第1種 IP 電話契約をいいます。
- (4)「IP 電話契約者」とは、当社の「IP 電話サービス契約約款」に基づき提供する第1種 IP 電話契約を締結した者をいいます。
- (5)「申込者」とは、本サービスの利用を希望し本規約に基づく所定の申込をした者をいいます。
- (6)「宅内機器」とは、本サービスを利用するために必要な接続機器として当社が別に定めたものをいいます。
- (7)「IP 電話利用回線」とは、当社の「IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供するインターネット接続サービスであって、IP 電話サービスを利用する回線をいいます。

# 第4条(契約申込を行なうことができる者の条件)

本サービスの申込をすることができる者は、当社の IP 電話契約者に限ります。

### 第5条(申込)

本サービスの申込をするときは、あらかじめ本規約を承認の上、当社所定の申込書により当社が別途定める事項を当社へ提出していただきます。

# 第6条 (申込の承諾)

当社は、本サービスの申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社は当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

- 2. 前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込を承諾しないことがあります。
- (1)本サービスの技術上又は当社の業務の遂行上著しい支障が発生すると当社が判断したとき。
- (2)申込者が当社への債務の弁済の履行を現に怠り、若しくは怠る恐れがあるとき。
- (3)申込時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- (4)申込者に係る IP 電話サービスが利用停止の状態にあるとき。

- (5)申込者が過去本サービス他当社のサービスにおいて、当社の契約約款その他の規定に違反したことがあるとき。
- (6) その他、やむをえない事情があるとき。

### 第7条(利用契約の成立)

申込者は、あらかじめ本規約に拘束されることを承諾のうえ、当社所定の契約申込書により申込をしていただきます。

- 2. 本利用契約の成立は、当社が申込の承諾をし、利用者が指定する場所へ宅内機器の配送を完了した日とします。
- 3. 当社は1つの IP 電話サービス契約につき、1つの利用契約を締結します。

### 第8条 (宅内機器の貸与)

当社は、利用者に対し1つの利用契約につき別に定める宅内機器を1台貸与するものとします。

2. 当社は、宅内機器を利用者の指定する住所宛てに発送します。ただし、宅内機器の到着日について当社は予め確約するものではなく、到着遅延に起因するいかなる損害についても一切責任を負わないものとします。

### 第9条(申込の取消)

当社は、利用者が故意又は過失により、当社から一度発送された宅内機器を返送し又は受領を怠ったときは、当該利用者にかかる本サービスの申込が取り消されたものとみなすことができるものとします。この場合、利用者が再度当該宅内機器の使用を要望した場合においても、当社は当該宅内機器の再貸与及び再発送を行いません。

### 第10条(本サービスに係る料金)

本サービスの利用者は、基本料(当社が別に定める金額に消費税相当額を加算した額とします。 以下同じとします。)をお支払いいただきます。

- 2. 前項の料金は、利用契約の成立日から起算して、利用契約の解除があった日までの期間について 適用します。なお、成立日の属する暦月と解約があった日の属する暦月の料金についてはその利用日 数に応じて日割りします。
- 3. 利用者は、利用停止その他理由の如何を問わず、IP 電話サービスが利用できなかった期間中の本サービスにかかる料金の支払いを要します。
- 4. 当社は、前三項で定める料金を料金月に従って計算します。

# 第11条(遅延損害金)

利用者が、本規約により支払うこととされている料金その他の債務の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日から完済に至るまで年利14.5パーセントの遅延損害金を支払うものとします。

### 第12条(契約内容の変更)

利用者は、契約申込書に記載された申込内容に変更があるときは、事前に当社所定の方法により当社に通知していただきます。

# 第13条(権利の譲渡等の制限)

本規約に特段の定めがある場合を除き、利用者は本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡若しくは貸与し、又は本サービスを第三者に利用させることはできません。

2. 利用者以外に宅内機器を使用することができる者は、利用者の家族その他当社が特に認める者(以下、「関係者」といいます。)に限ります。この場合、関係者の行為は当該利用者の行為とみなされる

ものとし、本規約の各条項が適用されることに利用者は予め同意するものとします。

### 第14条(利用者が行なう利用契約の解除)

利用者が本利用契約を解約する場合は、あらかじめ当社所定の方法により当社に通知していただきます。

2. 利用者の本サービス利用中にかかわる一切の債務は、利用契約終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。また、当社は、既に支払われた料金等の払い戻し義務を一切負わないとともに、利用者が解除に伴って、当社に対して何らかの請求権を取得することは一切ありません。

# 第15条(当社が行なう利用契約の解除)

当社は、以下の場合には何らの催告なしに、本利用契約を解除することができるものとします。

- (1)利用者の行為が、第20条各号に該当すると当社が判断した場合。
- (2)前項の他、利用者が本規約に違反したと当社が判断した場合。
- (3)本サービスに係る料金について、期日を経過してもなお支払われないとき。
- 2. 前項によらず、IP 電話契約が解除されたときは、当社は何らの催告なしに、本利用契約を解除するものとします。
- 3. 前二項により利用契約が解除された場合には、第14条2項の規定が適用されるものとします。
- 4. 第1項又は第2項による本利用契約の解除は、当社の利用者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

### 第16条 (保証)

当社は配送時において宅内機器をその目的に従った使用をした場合に、正常に機能することのみを保証します。

- 2. 前項の場合、利用者が当社の IP 電話利用回線以外に接続して宅内機器を利用したことに起因して 発生した不具合については、その予見可能性の有無を問わず当社はその責を負わないものとします。
- 3. 当社は、当社が貸与する宅内機器と他の電気通信事業者が提供する IP 電話機能付モデム等との相互接続性については、一切保証しません。利用者は、通話先の電話機に当社が認めた宅内機器以外のIP 電話機能付モデム等が接続されていた場合、通話に不具合が発生する場合があることを予め確認するものとします。
- 4. 利用者が宅内機器を受領した日から 10 日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、宅内機器は正常に機能するものとみなします。

# 第17条(宅内機器の設置及び撤去)

宅内機器の設置、移設、撤去については、利用者の費用負担により、利用者又は当社が行ないます。

### 第18条(利用契約の変更・終了に伴う宅内機器の返還)

利用者は、第 12 条 (契約内容の変更) 又は第 14 条 (利用者が行う利用契約の解除) 若しくは第 15 条 (当社が行う利用契約の解除) のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その発生した日から起算して8日以内に原状に復した宅内機器を当社の指定する方法に従い、当社の指定する場所に返還するものとします。

- 2. 前項の期間内に宅内機器が当社に返還されない場合、当社は利用者に対して弁済金として宅内機器購入代金相当額から支払い済レンタル料金を差し引いた額に消費税相当額を加算した額を請求することができるものとします。宅内機器購入代金相当額については、当社ウェブサイトに定めるところによります。
- 3. 前項の方法で算定した弁済金額が3,000円に満たない場合、当社は弁済金として3,000円に消費

税相当額を加算した額を請求するものとします。

### 第19条(責任の制限)

当社は、宅内機器本来の目的に従った使用をしていたにも拘らず、利用者の責めに帰すべからざる事由により宅内機器に障害が発生し、通常の使用ができなくなったときは、無償にて修理、又は宅内機器を交換するものとします。ただし、以下の場合には、保安対象より除外するものとし、当社は一切その責を負わないものとします。

- (1)使用上の誤り、当社が認めた製品以外の製品から受けた損害
- (2)納品後の移動、輸送、落下、液体や異物の混入等による故障及び損傷
- (3)火災、地震、風水害、落雷、その他の天変地異、又は公害、塩害、異常電圧等その他の不可抗力 による故障及び損傷
- (4)不当な修理や改造による故障及び損傷
- 2. 当社は、宅内機器の使用障害に伴い利用者に生じる損害については、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、前項に定める以外の一切の責任を負わないものとします。
- 3. 当社は、宅内機器の保守点検、修理又は復旧の工事にあたって宅内機器が接続される通信機器を 試験的に使用し、若しくは利用者の土地建物その他工作物に損害を与えた場合、それがやむをえない 理由によるものであるときは、その損害を賠償いたしません。
- 4. 利用者による宅内機器の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、利用者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

### 第20条(禁止行為)

利用者は、次の各号の行為を行なってはならないものとします。

- (1)利用契約上の地位を第三者に質入、その他の担保に供する行為
- (2)宅内機器を当社の承諾なく、IP 電話利用回線以外への移設をする行為
- (3) 宅内機器を譲渡又は担保に供する行為
- (4)宅内機器を日本国外に持ち出す行為
- (5)宅内機器を当社の承諾なく転貸又は売却して第三者に利用させる行為
- (6)宅内機器に添付された標識等を除去・汚損する行為
- (7)宅内機器を分解、改造、解析、改変などして引き渡し時の原状を変更する行為。ただし、当社が別に認める場合はこの限りではありません。
- (8)宅内機器に添付された、若しくは宅内機器の一部を構成するプログラム(以下「プログラム」といいます。)に関し、有償、無償を問わずプログラムの全部又は一部の第三者への譲渡、使用権の設定その他第三者に使用させる行為
- (9)プログラムの全部又は一部を複製、改変、その他宅内機器のプログラムに関する著作権その他の 知的財産権を侵害する行為

### 第21条 (反社会的勢力の排除)

利用者は、当社に対して、利用者(契約者が法人の場合には、契約者の役職員及び出資者(以下「役職員等」といいます。)が以下の各号に定める者に該当しないこと及び将来にわたってもこれに該当しないことを保証するものとします。

- (1)暴力団
- (2)暴力団の構成員(準構成員を含む。以下、同様とする。)、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3)暴力団関係企業又は本条各号に定める者が役職員等の地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員
- (4)総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員

## (5)前各号に準じるもの

- 2. 利用者は自ら、又は第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為、又は該当するおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。
- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為
- (4)風説の流布、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) 前各号に準じるもの
- 3. 当社は、利用者において本条第1項各号に定める保証事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生、又は発生すると合理的に見込まれる場合、また利用者が前項に定める誓約に違反する事由が判明若しくは発生した場合には、催告・通知その他の手続きを要することなく、直ちに利用者の負担する一切の債務の期限の利益を喪失させること及び利用契約を解除することができるものとします。
- 4. 前項の規定が適用される場合であっても、当社の利用者に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。
- 5. 本条による期限の利益の喪失又は解除によって利用者に生じた損害、不利益、その他一切の結果 について、当社は、何ら責任を負わないものとします。

# 第22条(宅内機器の滅失・毀損)

利用者が宅内機器を紛失(盗難による場合を含みます。)、滅失又は毀損した場合(第18条第2項に規定する場合を除く)には、その原因を問わず代替宅内機器の購入代金相当額又は宅内機器の修理代に消費税相当額を加算した額をお支払いただくものとします。

### 第23条(損害賠償請求)

前二条の場合において、当社が損害を被った場合は、当社は利用者に対して、損害の賠償を請求 することができるものとします。

# 第24条(通信機器の機能中断)

当社は、宅内機器の保守、点検、修理、撤去等のため工事上やむをえないときは、利用者の構内に設置されている通信機器の機能の全部又は一部を一時的に中断することがあります。

### 第25条(利用者からの電気の提供)

宅内機器の作動に必要な電源及び電気は、利用者から提供していただきます。

### 第26条(設置場所への立ち入り等)

当社は、宅内機器の目的とする機能を維持、拡張する上で必要があると認めたときは、あらかじめ利用者の承諾を得たうえ、随時設置場所に立ち入ることができることとします。

# 第27条(宅内機器の保管・使用)

利用者は、宅内機器を善良な管理者の注意をもって保管・使用するものとし、取扱いにあたっては当社の指示及び取扱説明書に従うものとします。

### 第28条(個人情報の保護及び利用)

利用者は、個人情報が、当社ウェブサイトに掲載する目的で使用されることにあらかじめ同意するものとします。

2. 当社の個人情報の取扱いについては、当社ウェブサイトの定めるところによります。

# 第29条(裁判管轄)

本規約に関する一切の紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。